

第 154 号（2018 年 12 月）

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 立ち上げ 3 年目を迎えたアジアインフラ投資銀行（AIIB）の現状と課題
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部…………… 1

■ 経 済

- ◆ 中国国産品の逆襲
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 …………… 8

■ 産 業

- ◆ 2018 年の中国ロボット市場規模は 87 億ドル～デジタル化、スマート化の方向へ
MUFG バンク（中国） 中国投資銀行部 中国調査室…………… 14

■ 人民元レポート

- ◆ オフショア人民元市場の概要と今後の見通し
三菱 UFJ 銀行 アジア金融市場部…………… 22

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 39 回
～広東省 外商投資の積極的利用に関する政策措置を発表
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室…………… 26

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新個人所得税法の実施条例などに関する意見募集稿の主な内容と
今後の対応について
KPMG 中国…………… 29

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特 集 「立ち上げ 3 年目を迎えたアジアインフラ投資銀行（AIIB）の現状と課題」

- ◇アジアインフラ投資銀行（AIIB）が発足して 2 年半が経ち、2018 年 6 月にインドで総会が開催された。AIIB は多国間金融機関で、アジアの旺盛なインフラ需要と不足する資金とのギャップを埋め、アジア各国と地域全体の経済成長の実現を目指し、“Lean, Clean, Green” を中心価値に据えるもので、現在（2018 年 6 月 25 日）66 カ国が正式加盟する。
- ◇2 年半の承認案件は全 28 件、金額 54 億ドルで 12 カ国に分散。国別ではインドが 7 件、13 億ドルで全体の 4 分の 1 を占める。分野別ではエネルギー 12 件、交通運輸 7 件の 2 分野で全体の 3 分の 2 を占める。また、取り上げ形態は世銀グループ等との協調案件が 21 件、40 億ドルとなっている。
- ◇AIIB は創設当初、中国が「一帯一路」構想を打ち出した時期と重なった為、中国の意図と指示を受けて動く同国の戦略ツールになるのではと懸念されたが、これまでの融資承認状況や組織運営状況をみる限りその方向には向かっていない。
- ◇本年後半以降に AIIB は初の起債を予定しているが、その成否は AIIB がスタートアップ段階を終えた 2021 年以降の成長段階を迎えるうえで、極めて重要な試金石となろう。

経 済 「中国国産品の逆襲」

- ◇中国製品について、日本人は信頼していない。それ以上に中国人は信頼していない。中国企業はその中国人に対して信頼回復のための改善努力を続けている。
- ◇中国人消費者の目が厳しい背景には、中国では所得の増加に伴い「とりあえず最低限の機能を満たす」から「品質を重視する」考え方に变化する一方で、未だ所得水準そのものは低い中、モノの価格が相対的に高く感じられることなどが挙げられる。
- ◇近年、改善が目覚ましい中国国産品には、スマホ、自動車、化粧品、コーヒー等さまざまあり、こうした中国国産品の逆襲は日本がそうだったように、今後かなり長い間続くものと考えられる。日本において安かろう悪かろうと思っていた中国製品が、高くて良いものと認識される日は近い。

◇産 業 「2018 年の中国ロボット市場規模は 87 億ドル～デジタル化、スマート化の方向へ」

- ◇中国のロボット市場は急速な拡大が続き、産業用ロボット市場は 6 年連続で世界最大規模を誇る。労働コストの上昇や高齢化の加速を受け、製造業における産業用ロボットの需要は拡大傾向にあり、非製造業においても家庭用、医療用、公共のサービスロボットの需要が増えている。
- ◇中国のロボット産業は、「中国製造 2025」等の産業政策による支援の下で高速成長期にあるが、さらに AI、IoT、ビッグデータなどの技術の発展に伴い、これらの技術と融合することで、デジタル化、スマート化の方向にある。
- ◇地方政府は中央政府の支援策を背景に各地の資源を活かしてロボット産業チェーンを整備しつつあり、一部の分野では優位性のある製品も出ているが、依然として基幹部品の輸入依存、技術成果の転化率に問題があり、今後は支援策の規範化、自主革新能力の強化等への取り組みが必要。

人民元レポート 「オフショア人民元市場の概要と今後の見通し」

- ☆オフショア人民元(CNH)市場は、2009 年の中国大陸のクロスボーダー人民元決済の解禁後、2010 年に香港に誕生した。CNH 市場における為替取引は直物・先物共に原則自由。資金市場は指標となる CNH HIBOR が呈示されるが、CNH の為替水準や取引フロー、中国本土の制度変更等の影響を受けやすい。
- ☆CNH は CNH 市場の誕生以降、市場の需給ギャップからオンショア人民元(CNY)比、大幅な CNY 安・CNH 高で取引されていたが、その後 CNH と CNY は収斂と乖離を繰り返し、乖離幅は縮小傾向にある。
- ☆2019 年の相場について、CNY は人民元金利の上昇は見込みにくい一方、米国は利上げ局面にあり、米中金利差の縮小推移が見込まれ、加えて米中貿易摩擦が株価と人民元相場の重石となるが、新たな人民元安抑制措置への市場の警戒感から下落ピッチは鈍化というのが CNY 見通しのメインシナリオ。
- ☆一方、CNH は市場の成熟につれ流動性が安定し、CNY との裁定取引の機会も減少していることから、CNY 同様に下落圧力が掛かりやすいが、下落ピッチは緩やかな展開が予想される。ただ、人民元安／人民元高が急激に進行する局面では、CNH は CNY より大きな値幅が予想される点に留意を要する。

連 載 「華南ビジネス最前線 第 39 回 ～広東省 外商投資の積極的利用に関する政策措置を発表」

- ☆広東省政府は今年 8 月、「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する政策措置（改正版）」を公布。本措置は、同政府が昨年 12 月に発表した財政支援の提供・研究開発への支援・金融支援の強化にフォーカスした対外開放措置を改正したもの。
- ☆背景には、米中貿易摩擦の長期化の見通しが強まり、今後の中国の輸出や中国への外商投資への貿易摩擦の影響が懸念される中、中国政府が外国との経済貿易協力の強化により影響を最小限に抑えるため、投資環境改善を目的とした政策を次々と打ち出していることがある。
- ☆今回の改正措置の主な内容は①外資参入可能分野の拡大、②財政補助金制度の拡充、③用地保証の強化、④金融支援の強化、⑤投資と貿易利便性の向上の 5 分野から成るが、今後 3 ヶ月以内に関連細則が改正される見込みで、各地政府による新措置の公表に留意する必要がある。

スペシャリストの目

税務会計 「新個人所得税法の実施条例などに関する意見募集の主な内容と今後の対応について」

- ☆「個人所得税法実施条例（修正草案の意見募集稿）」及び「個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）」が公布され、いずれもパブリックコメント募集の締め切りは 11 月 4 日とされている。
- ☆両意見募集稿の主な内容は、「外国人」については、住所判定基準・5 年の免税政策・免税優遇政策の維持、「富裕層」については、関連者取引の定義・被支配外国企業の定義の明確化、「居住者納税と雇用主」については、特別付加控除に関する情報提出の要求・源泉徴収義務者の注意義務の明確化など。
- ☆なかでも注目点は、外国籍の個人に対する 5 年間の免税政策と免税優遇政策の継続適用で、新個人所得税法が外国籍個人とその雇用主にもたらすマイナスの影響への懸念を払拭し、中国政府の継続的な人材誘致の姿勢を示している。

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2018 年 12 月 26 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



立ち上げ 3 年目を迎えたアジアインフラ投資銀行 (AIIB) の現状と課題

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部
上席研究員 梅原 直樹

1. 第 3 回年次総会の概要

アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の第 3 回年次総会が本年 (2018 年) 6 月、インド・ムンバイで開催された。AIIB は 2016 年 1 月に業務開始となった多国間金融機関 (Multilateral Financial Institutions, MFIs) である¹。アジアには膨大なインフラ需要があり、これを支える資金が圧倒的に不足しているなかで、このギャップを埋め、アジア各国及び地域全体の経済成長を実現させることが、AIIB が立ち上げられた理由である。この考えは、アジア開発銀行 (ADB) がかねてより主張していたものであったが、AIIB の創設に強い追い風となったのは、中国の習近平国家主席が「一帯一路」構想を強力に打ち出したことであつた²。

中国財政部 (財務省) 出身で、かつてアジア開発銀行 (ADB) の副総裁を務め、AIIB の初代総裁に就任した金立群氏は、第 3 回総会参加者向けセミナーで、AIIB は、MFIs としてこの 2 年半で急速な進歩を遂げていると述べ、その順調な成長ぶりを強調した³。2016 年に業務を開始したばかりの AIIB は、2020 年までの 5 年間でスタートアップ段階と位置づけている⁴。“Lean, Clean, Green” を中心価値に据えて 66 カ国が正式メンバーとして加盟した AIIB は、今、まだ基礎固めの時期にある。最も新しく、特徴があり、世界から評価される MFI となることを、経営陣は目標としている。

今般の第 3 回年次総会のホスト国は前年、韓国・済州島での総会において、インド・ムンバイに決定した⁵。インドは、中国が AIIB 創設を唱道した時にこれに呼応した 22 カ国の 1 カ国であり、創設メンバー 57 カ国のなかでもコア・メンバーといえる。また、AIIB における議決権をみると、インドは、圧倒的な存在の中国 (21.6%) に次いで、第 2 位 (7.7%) となっている⁶。インドは 13 億人を超す大国であるが、インフラ整備には大きな課題を抱えていた。そのようなインドに対して、第 3 回総会の 2018 年 6 月末時点で AIIB の累計プロジェクト承認額は、合計 13 億ドルに上り、全体のほぼ 4 分の 1 を占めている。インドは目下、AIIB の最大の受益国となっているが、この状況が今後も続くか否かは不透明である。

¹ 金総裁は AIIB に関して国際開発金融機関 (Multilateral Development Bank, MDB) という言葉を使わず、多国間金融機関 (Multilateral Financial Institution, MFI) という言葉を用いる。これは金総裁自身が在籍していた世界銀行やアジア開発銀行などの MDBs が現在、貧困問題に重きを置いているなかで、AIIB はこれと一線を画しており、アジア地域の経済成長に重きを置いている。金総裁はこの新しい特徴をもつ国際金融機関を既存の MDBs と区別するために、あえて MFI という言葉を用いているとみられる。

² 「一帯一路」構想は 2013 年後半より習近平中国国家主席の海外演説で初披露され、その時、AIIB のアイデアも同時に提示された。AIIB は、2014 年 11 月の APEC 首脳会議の際に 22 カ国が創設に向けた覚書に署名し、これを受けて立ち上げに向けた準備が本格的に開始された。

³ 2018 年 6 月 25 日、産経ニュース <https://www.sankei.com/world/news/180625/wor1806250020-n1.html>

⁴ 同行作成プレゼンテーション資料によれば、2016 年から 2020 年までの 5 年間でスタートアップ段階、2021 年から 2027 年までの 7 年間で成長段階と位置づけられている。“Asian Infrastructure Investment Bank, Update July 2018” P8. https://www.aiib.org/en/about-aiib/basic-documents/_download/AIIB-presentation.pdf

⁵ 次回の第 4 回は 2019 年 7 月、ルクセンブルクでの開催が決定している。

⁶ 3 位以下は 3 位：ロシア (6.0%)、4 位：ドイツ (4.2%、域外)、5 位：韓国 (3.5%)、6 位：オーストラリア (3.5%)、7 位：フランス (3.2%、域外)、8 位：インドネシア (3.2%)、9 位：英国 (2.9%、域外国)、10 位トルコ (2.5%) と続く。

2. 出資承認済みプロジェクトの概観

AIIB のウェブサイトには同行の承認済みプロジェクトが 1 件ずつ掲載されている⁷。これをまとめたのが巻末の付表 1 であるが、以下はその概要である。

(1) 全体状況（件数および金額）

承認案件の件数を年度別にみると、2016 年（初年度）は 8 件、2017 年（2 年目）は 15 件、2018 年（3 年目、上半期のみ）は 5 件となっている。合わせると 28 件である⁸。金額では、2016 年は 17 億ドル、2017 年は 26 億ドル、2018 年上半期は 12 億ドルで、合計 54 億ドルとなっている。金総裁によれば 2018 年下半期に 25 億から 35 億ドルの新たな案件承認を予定しており、2018 年末には累計 80 億ドルに達するとみられる。

(2) 国別、セクター（分野）別状況

国別にみた件数は、インドが 7 件で全体の 4 分の 1 を占め、インドネシア 4 件、バングラデシュ 3 件と続く。金額も、インドが累計 13 億ドルで全体の 4 分の 1 を占め、最大である。これにインドネシア（7 億ドル）、トルコ（6 億ドル）、アゼルバイジャン（6 億ドル）が続くが、トルコとアゼルバイジャンのプロジェクト（ガス貯蔵プロジェクト、ガスパイプラインプロジェクト）は 1 件当たり金額がともに最大規模である。

AIIB も他の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks、MDBs）と同様、投融資案件をエネルギー、交通運輸、都市整備、上下水道、マルチセクター、通信などの分野に分けているが、これまでの承認案件では、エネルギー分野が 12 件、交通運輸分野が 7 件と、この 2 分野で全体の 3 分の 2 を占める。金額ではエネルギー分野が 47%、交通運輸分野が 24%で、この 2 分野で 7 割を占める。

(3) 取り上げ形態

取り上げ形態別では、世界銀行グループ（WB）や ADB など既存の MDBs との協調案件と AIIB の単独案件に分けられるが、協調案件は 21 件で、金額は 40 億ドルである。他方、単独案件は 7 件、14 億ドルであり、全体の 4 分の 3 が既存の MDBs への相乗り案件となっている。スタートアップ段階の 3 年目となった AIIB は、環境・社会への影響に関する調査も含めれば、独自のプロジェクト形成を行うには人的なキャパシティが不足しており、設立から 2 年半という時間も全く十分ではない。しかし、案件積み上げを急ぐ AIIB は、2017 年に世界の既存 MDBs に協力を仰ぎ、既存 MDBs 側をもこれに応えた結果⁹、今般のような状況になっている。今後も当面は、既存 MDBs との協調案件を織り交ぜて、業務実績を積んでいくことになるとみられる。

ちなみに、AIIB の単独案件は、オマーンの港湾向けと通信向け案件（計 2 件）、バングラデシュの発電向けと送配電向け案件（計 2 件）、インド・グジャラート州の道路と国家インフラファンド向け投資案件（計 2 件）、中国のエネルギー環境関連案件（1 件）となっている。これらは皆、AIIB にとって審査ハードルが比較的低かったとみられる。

⁷ 承認済み個別プロジェクトは次を参照。 <https://www.aiib.org/en/projects/approved/index.html>

⁸ 2018 年に入ってから初年度に承認されたオマーン向けの鉄道案件（36 億ドル）がホームページから削除された。何らかの理由でオマーン側が案件を取り下げられたものとみられる。

⁹ “Asian Infrastructure Investment Bank: As a new comer in the society of Multilateral Development Banks”（英文）、IIMA, Newsletter No.7, 2017/8/17, PP14-15 を参照。 https://www.iima.or.jp/Docs/newsletter/2017/NL2017No_7_e.pdf なお、日本政府も ADB 等を通じて、間接的に AIIB の立ち上げを支援している形になっている。例えば、AIIB 第 3 回総会には ADB、AMRO（ASEAN+3 Macroeconomic Research Office）、Credit Guarantee and Investment Facility から日本人スタッフがオブザーバー参加している。

(4) 今後の審査予定案件¹⁰

2018年7月末時点では、24件が今後の承認審査予定案件として、ホームページに掲載されている。国別にみると、インドとスリランカがともに5件と最多であり、これにパキスタン3件、ネパール2件、バングラデシュの1件を含めると、南アジア地域向けの案件が全体の3分の2を占める格好だ。その他では、中東・中央アジア・コーカサス地域が計6件（トルコ2件、ウズベキスタン2件、グルジア1件、エジプト1件）で、東南アジアは、インドネシアとラオスが1件ずつとなっている。今後、どのような地域の、どのような分野の案件が増えるかフォローして行く必要がある。

(5) これまでの案件採上げと今後の展望についての考察

上記のように、AIIBの投融資はインド向けが全体の4分の1を占める。インドは大国であり、これまでインフラ投資が不十分であったことから、その意味では当然の結果である。立ち上げ期にあるAIIBにとって、なるべく早く実績を重ねたいとの経営の要請があるなかで、インドには、調査が進んだ、比較的成熟した案件が多く存在していたという事情もあったと思われる。さらにインドは、AIIBの2番目の出資国であり、総会開催地に名乗りを上げており、AIIBの投融資を担当する副総裁がインド・グジャラート州出身であったことが追い風となった可能性もある。しかしながら、AIIBが今後ともインド案件ばかりを突出させるわけにはいかない。正式加盟国は66カ国を数え、加盟を控える国も21カ国ある。これまでの承認案件は12カ国にとどまったが、今後はさらに拡大する必要がある。加盟済みの途上国はAIIBからの早期の投融資を期待しており、それが実現しなければ早晚、不満が噴出するおそれがある。

インドの隣国パキスタンは、中国と「全天候型¹¹」の戦略的外交関係を結び、AIIBへの期待も高い。AIIBもこれに応え、エネルギー及び交通運輸セクターで合計2件、4億ドルのプロジェクトを承認し¹²、今後の審査予定案件も4件控える¹³。しかし、パキスタンは「一帯一路」構想の枠組みの中で、「中国パキスタン経済回廊（CPEC）」という総合インフラ開発計画を進めており¹⁴、最近では外貨繰りが苦しくなっているとみられる。国全体で抱える債務の全体像が、分かりにくいとの指摘もなされるところ、AIIBがパキスタン案件をどのように取り扱っていくか、注目される。MDBsやMFIsからの融資の返済は二国間（バイラテラル）のODAに優先され、だからこそAIIBを含むMDBsやMFIsには、案件審査の際、より慎重さが求められる。

インドの近隣で海上交通の要衝にあるスリランカは、2018年6月までAIIBの承認案件はないが、今後の審査予定案件は5件ある。うち3件はMDBsとの協調案件で、2件は単独案件である。これらの取り上げがどうなるかも気になるところである。スリランカ、タジキスタン、ネパール、ラオス、グルジアのような、経済規模が比較的小さい国では、二国間ベースの債務が増加傾向にあるといわれるなかで、AIIBが、どのような融資姿勢で臨むのかが注目される。

¹⁰ 詳細は次を参照。 <https://www.aiib.org/en/projects/proposed/index.html>

¹¹ 外的環境の変化に左右されないという意味で使われており、中国が結ぶ外交パートナーシップの中で、最上位の協力関係を示す。

¹² 2件ともMDBsとの協調融資案件。

¹³ そのうち2件がMDBsとの協調、2件が単独の案件。

¹⁴ この開発計画を支援する金融機関には、中国輸出入銀行と中国国家開発銀行の2行の政策性銀行があり、さらにシルクロード基金、中国の大手国有商業銀行が控えており、プロジェクトの内容に加えて中国政府の意向も勘案しながら案件取り上げを検討する。

3. 金立群 AIIB 総裁による業務報告

金総裁は、6 月 26 日の総会で、各国総務に対する業務報告を行った¹⁵。新規メンバー国承認状況に続き¹⁶、AIIB の優先課題やその取り組み状況について、以下の通り 4 分野に分けて説明が行われた。

- ① 戦略及び業務方針の策定: 既に過去の理事会で、持続的なインフラ建設、国境を越えた接続性、民間資金活用を、AIIB の 3 つ優先戦略テーマとすることが決まっている¹⁷。現在、これを分野別に掘り下げている。そのうえで、2020 年末までには AIIB 全体の戦略をとりまとめる。
- ② 投融资の拡大: 過去 2 年半で 28 件、約 54 億米ドルのプロジェクトを承認した。それらは 12 カ国に分散している。2018 年は上半期に 5 件、計 11.5 億ドルの案件を承認し、下半期は 25 億から 35 億ドル分を追加承認する。低所得国において良質なプロジェクトを取り上げることが可能になるよう、取り組みを進めている。今後もプロジェクトの「質」を重視し、実施の順序を考慮し、効果的な事後モニタリングを行う。既存 MDBs とのパートナーシップを強化し、同時に独自案件を積み上げることで、業容拡大を図る。
- ③ 財務基盤の強化: 資本金の払い込みは順調に進み、2017 年にはトリプル A の外部格付けを取得した。2018 年の経費運営は順調であり、初の AIIB 債起債に向け既に準備を始めた¹⁸。
- ④ ガバナンスと組織の強化: 効率的ガバナンスを目指し、説明責任に関するフレームワークを策定した。各委員会を設置して、内部管理体制の強化を図っている。経営陣と理事会との間での信頼関係を築きながら、率直かつ公平、かつ効率的な業務関係の構築を進めている。スタッフは現在 165 人で¹⁹、今後も質と量の両面で強化を図る。

金総裁は最後に、AIIB は妥協をせず努力を重ね、最高水準のガバナンスを維持し、外部の高い評価とブランド力を勝ち取りたいとの抱負を語った。

4. おわりにかえて～今後のステップアップが見込まれる AIIB

AIIB 加盟国にはアジア諸国に加えて、欧米先進国が名を連ねる。また、現在の理事 12 人のうち域内国を代表する理事は 9 名で、残る 3 名は域外国を代表する理事となっている。最高経営陣 8 名は、付表 2 の通り明確な役割分担があつて、出身国籍は重要ではないものの、あえてそこに注目するとアジア太平洋州出身者が 4 名、欧州出身者が 4 名となっている。AIIB においては、欧州勢が一定の存在感を有している²⁰。

AIIB の創設が最初に提唱された頃は、中国が「一帯一路」構想を声高に宣伝し始めた時期と重なっており、AIIB は中国の意図と指示を受けて動く、同国の戦略ツールになるのではないかと懸念された。しかし、これまでの融資承認状況や、組織運営状況をみる限り、現実はそのような方向には向かっていない。既存の MDBs や MFIs と良好な関係を保ちながら、新しい MFIs の仲間として然(しか)るべき地位を占めたいとの考えだ。

¹⁵ 総裁のスピーチ原稿は次の URL を参照。<https://www.aiib.org/en/about-aiib/governance/board-governors/.content/index/download/proceedings-board-of-governors-June-2018.pdf>

¹⁶ この総会ではレバノンの加盟を承認し、承認国・地域は 87 となった。このうち正式加盟国は 66 カ国・地域であり(内訳は域内国・地域が 43、域外国・地域が 23)、残る 21 カ国は、今回承認されたレバノンを含めて加盟見込み国(Prospective members)となる(域内国・地域 7、域外国・地域 14)。

¹⁷ 金総裁によればこの 3 テーマは 2016 年末の理事会で決定された。

¹⁸ シンガポールの総務より、2018 年下期までの発行に期待を寄せる発言があつた。資本金の払込みが続いているなかで、AIIB は慌てて資金調達する必要はないが、経営陣は内部管理強化を含む様々な準備を行っており、2019 年 6 月の次回総会が、進捗報告を行うよい機会になるとみられる。

¹⁹ 1 年前は 100 人であり、この 1 年で約 1.6 倍に増えた。なお、ADB は約 3,000 人のスタッフを抱える。

²⁰ アレクサンダー副総裁は英国財務省で予算担当副大臣を務めた政治家である。AIIB では新規加盟国の承認や、総会、理事会の調整役を担い、スタートアップ段階の AIIB において重要な役割を果たしている。同副総裁は、AIIB が中国の「一帯一路」構想とは別の、独立した国際金融機関であることを強調しつつも、両者には共通のゴールがある点を率直に認めている。<https://www.telegraph.co.uk/news/world/china-watch/business/danny-alexander-on-the-aiib/>

中国側からみれば、欧州諸国や MDBs の支援を得ながらも、中国の主導により、国際基準に合致した新たな MFI が立ち上がることは、当然、荣誉あることである。しかし、実利に注目すれば、当初の期待とは異なり、AIIB は「使い勝手が悪い」金融機関になってしまったともいえる。そのようななかで現在の中国にとって最も使い勝手が良い金融機関は、中国輸出入銀行と中国国家開発銀行であろう。この 2 つの政府系金融機関は「一帯一路」構想の海外インフラ案件のファイナンスで、中心的役割を果たしている。しかし、情報開示が不十分で透明性が低い点が問題であり、今後、中国がこの点を改善することが期待される。

今年（2018 年）後半以降、AIIB の最重要課題は初の起債を成功させることである。AIIB は、それに向けて準備を開始したという。いつ、どこの国際金融市場で、どのような証券会社を選択し、どのような通貨、金利、期間で起債を行うのかなど詳細は不明であるが、水面下では積極的な誘致合戦が行われていると推察される。いずれにせよ、この起債の成否は AIIB が 2021 年以降の成長段階²¹を迎えるうえで、極めて重要な試金石となるであろう。今後とも格付機関からの評価を下げないためには、保守的に投資案件を選別、審査し、モニタリング体制を作っていく必要があり、同時にリスク管理や内部管理にも手が抜けない。その一方で、AIIB は多くの加盟国を抱えており、途上国は、早期に投融資を通じてそのメリットを享受したいと考えている。そうした要望に AIIB はうまく応えていかねばならない。このように、安定運営と加盟国配慮という 2 つのニーズがあり、これらが二律背反とならないようにするためには、AIIB 自身が努力すべきことはいままでもないが、AIIB 主導国である中国が継続的かつ積極的な支援を行っていくことが不可欠とみられる。

来年の総会はルクセンブルクで開催される。その時 AIIB がどのような発展をしているか、期待をしつつ、見守りたい。

以上

²¹ 脚注 4 を参照。

付表 1 AIIB 承認済み案件リスト (2018 年 7 月末現在)

AIIB承認案件一覧 (2018年7月末現在)										(金額単位は百万米ドル)	
	国名	承認日	セクター	案件種類	総コスト	AIIB融資	シンジケート ーション	期間	案件名		
	1	Tajikistan	2016June	Transport	Road and Highways	106	28		15	Dushanbe Road Improve project	
	2	Bangladesh	2016June	Energy	Power	262	165	単独	25	Distribution System Upgrade and expansion project	
	3	Pakistan	2016June	Transport	Road and Highways	273	100		20	National motorway M-4 project	
	4	Indonesia	2016June	Urban	Urban Transport, Waste Mgt, Water Supply	1,743	217		16.5	National Slum upgrading project	
	5	Pakistan	2016Sept	Energy	Hydropower (世銀とのcofinance)	824	300		20	Tarbela 5 Hydropower Extension project	
	6	Myanmar	2016Sept	Energy	Gas Turbine Power Plant	349	20			Myingyan power	
	7	Oman	2016Dec	Transport	Port	353	265	単独	25	Duqm Port Commercial Terminal & Operational Zone Develop Project	
	8	Azerbaijan	2016Dec	Energy	Oil & Gas	8,600	600		30	Trans Anatolian Natural Gas Pipeline project	
	9	Indonesia	2017Mar	Urban	Infrastructure	406	100		10	Regional Infrastructure Development Fund Project	
	10	Indonesia	2017Mar	Water	Water Resource Management	300	125		15.5	Dam Operational Project Phase II	
	11	Bangladesh	2017Mar	Energy	N Gas Production & Expand Gas Pipeline	453	60		25	Natural Gas Infrastructure & Efficiency Improvement Project	
	12	India	2017May	Energy	Power Transmission & Distribution	571	160		19	Andhra Pradesh 23x7- Power For all	
	13	Georgia	2017June	Transport	Road	315	114		25	Batumi Bypass Road Project	
	14	India	2017June	Multi-sector	India Infrastructure Fund	750	150			India Infrastructure Fund	
	15	Tajikistan	2017June	Energy	Water Hydropower	350	60		25	Nurek Hydropower Rehabilitation Project Phase 1	
	16	India	2017July	Transport	Road	658	329	単独	13	Gujarat Rural Roads Project	
	17	Egypt	2017Sept	Energy	Solar Photovoltaic Power	755	210			Round II Solar PV Feed-in Tariffs Program	
	18	India	2017Sept	Energy	Power Generation 220MW	303	100		20	Transmission system strengthening Project	
	19	Asia	2017Sept	Multi-sector	IFC Emerging Asia Fund	640	150			IFC Emerging Asia Fund	
	20	Philippines	2017Sept	Water	Food Management 洪水対策	500	208		25	Metro manila Food Management Project	
	21	India	2017Dec	Transport	Urban Rail	1,785	335		15	Bangalore Metro Rail Project	
	22	Oman	2017Dec	Telecom	Fiber Broadband	467	239	単独		Broadband Infrastructure Project	
	23	China	2017Dec	Energy	Natural Gas Distribution 石炭→ガス化	761	250	単独		Beijing Air Quality improve and Coal Replacement Project	
	24	Bangladesh	2018Feb	Energy	Power Generation 220MW	271	60	単独		Bangladesh Bhola IPP	
	25	India	2018Apr	Transport	Road	500	140		25	Madhya Pradesh Rural Connectivity Project	
	26	India	2018June	Multi-sector	National Investment and Infrastructure Fund	600	100	単独	15	National Investment and Infrastructure Fund Phase I	
	27	Turkey	2018June	Energy	Gas Storage	2,735	600		22.5	Tuz Golu Gas Storage Expansion Project	
	28	Indonesia	2018June	Water/Irrigation	Irrigation	578	250		16	Strategic Irrigation Modernization and Urgent Rehabilitation Project	
(注) 単独: 銀行はAIIBのみのケース、他に政府が出資、融資の場合は単独						26,209	5,434				

(注) 単独: 銀行はAIIBのみのケース、他に政府が出資、融資の場合は単独
(出所) AIIBホームページ、ADBホームページ

付表2 AIIBの現経営陣 (2018年7月末現在)

名前	役職	業務分担・人物背景
Mr. Jin Ligu (金立群)	総裁、理事会議長	・ 初代総裁。 ・ AIIB創設前の多国間調整段階から同行にかかわり、初代総裁に就任。理事会議長を兼務。中国財政部で20年間キャリアを積み、次官を経験。中国国際金融(CICC)総裁、中国投資(CIC)監査役会長、ソブリン・ウェルス・ファンド国際フォーラム会長、ADB副総裁、世界銀行中国代理理事などを歴任。北京外国語大卒。 ・ 中華人民共和国国籍。
Sir Danny Alexander	副総裁、コーポレート・セクレタリー	・ コーポレート・ガバナンス全般、メンバー国(新規加入を含む)、総務会・理事会などの調整を担当。 ・ 英国キャメロン連立内閣で2010年から2015年まで財務省予算担当大臣を務める。オックスフォード大卒。2015年にナイトの爵位を得る。 ・ 英国国籍。
Mr. Thierry de Longuemar	副総裁、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)	・ 財務戦略と方針の立案と実施を担当。経理・出納部門の監督役。 ・ ADBとアフリカ開発銀行で出納官兼財務担当副総裁を歴任。欧州系の銀行や石油メジャーでの勤務経験もあり。仏エセック・ビジネススクール卒。 ・ フランス国籍。
Dr. D.J. Pandian	副総裁、チーフ・インベストメント・オフィサー(CIO)	・ 投資ポートフォリオ担当。ソブリン、ノンソブリン向けの貸出を監督。プロジェクト発掘から投資実行までを担当。 ・ インドのインド行政職(IAS)として、エネルギー、インフラ、金融セクターの分野で、地方・中央レベルと国際関係で30年以上のキャリアを積み。地方政府はグジャラート州での経験が多い。マドラス大MBA取得。エネルギー安全保障の博士号取得。 ・ インド国籍。
Mr. Joachim von Amsberg	副総裁、政策・戦略担当	・ 戦略と方針の立案を担当。国別優先順位、投資戦略立案、予算運営、経済分析などを担当。銀行の運営方針と実施状況の監督も担当。 ・ 世界銀行で開発金融担当副総裁を経験。プリティッシュコロンビア大でMBA取得。経済政策分析の博士号取得。ベルリン工業大学で工業エンジニアの修士号も持つ。 ・ ドイツ国籍。
Dr. Luky Eko Wuryanto,	副総裁、チーフ・アドミニストレーション・オフィサー	・ 人事、IT、総務、管理を担当。 ・ インドネシア政府で20年間勤務、経済担当調整省で次官を経験。・バンドン工科大学工学部卒。コーネル大学で地域科学(regional science)の博士号取得。 ・ インドネシア国籍。
Mr. Gerard Sanders	法務顧問(General Counsel)	・ 総裁、及び関係統治機構に対して法務面でのアドバイスを行う。 ・ 国際農業開発基金(国連機関)の法務顧問、EBRDの副法務顧問を経験。ウェリントン、ワシントンDC、アムステルダムやロンドンで法律関係の仕事に従事。ウェリントン・ビクトリア大、ハーバードロースクール卒。ニュージーランド、オーストラリアのビクトリア州、英国、ウェールズで弁護士資格を持つ。 ・ ニュージーランド国籍。
Mr. Martin Kimmig	チーフ・リスク管理・オフィサー(Chief Risk Officer)	・ 事業安定性と財務継続計画を担当。資本政策、財務及びレピュテーションリスクを含む財務以外のリスク管理、リスクに強い組織文化の育成等、リスク全般を担当。 ・ 世界銀行で24年間を過ごし、投資運用とリスクマネジメントに従事。直近はロック・クリーク・グループ(Rock Creek Group)の専務取締役として新興国市場の株式を担当。フライブルグ大学にて経済学博士取得、CFA資格保持。 ・ ドイツ国籍。

(出所) AIIBホームページより作成

(本稿は国際通貨研究所 Newsletter 2018 年第 15 号「立ち上げ 3 年目を迎えたアジアインフラ投資銀行 (AIIB) の現状と課題」(2018 年 9 月 4 日付け) より転載したレポートです)

(執筆者連絡先) 公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部
上席研究員 梅原 直樹
電話 : 03-3245-9046 電子メール : umehara@iima.or.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

9 ページから 13 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



中国国産品の逆襲

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

「世界で最も簡単なのは自己欺瞞である。現実には多くの場合異なるのに、みな都合の良いところだけ信じているのだから。」—デモステネス (古代ギリシアの政治家)

◆中国製品を過小評価、いや、信頼しない日本の消費者

とにかく日本において中国製品と言うと評判が悪い。そんなことを示す象徴的な出来事があった。ベビーカーの話である。ソウル行きの飛行機に乗る際、ベビーカーは折り畳んでも大きいため、乗る直前のドア口で預けなければならない。だが筆者保有のものは幅 37cm×高さ 37cm (×奥行 20cm) と A3 サイズ (29.7cm×42.0cm) より高さを低くできる。小ささがわかっていただけるだろうか。

小さく畳めるので、持って入ろうとすると日本の航空会社の添乗員に止められた。そこで実際に畳んでみせると「すごいですね！初めて見ました。どこのですか？」と聞かれる。「中国製なんですよ」と話すと怪訝そうな顔で「え、安全とか大丈夫ですか？」と言われた。

さて帰り道。ソウルで同じことがあった。韓国の航空会社の添乗員に「中国製なんですよ」と同じく話すと、「さすが中国製ですね！中国製スマホも性能凄いですもんね」と感心された。

違いがわかるだろうか。多くの東南アジアは、韓国と同じ反応を見せる。ことさら日本だけが、中国を過小評価しているように思える。

◆中国人は、日本人以上に中国製品を信頼していないという事実

日本人が中国製品を過小評価している、ということ以上に、実は重要な事実がある。日本人は中国製品を過小評価するどころか、信頼していないが、実はそれ以上に、中国人は中国製品を信頼していないのである。これは自分たちがまだまだだ、という意識以上に、これまで中国国内でも幾度となく安全品質の問題が生じてきたことが影響しているようだ。

それがわかっているだけに中国企業は大変である。何せ、中国製品を日本人以上に信頼していない中国人に売らなければならないのだ。大抵の企業は、低価格戦略で品質問題を大して気に留めず、そういうものと同じビジネスを続ける。だが目を向けるべきは、ごくわずかながら、そのようなことを深刻に受け止め、真摯に品質改善を進めている企業である。

13 億も人口がいれば、企業も無数にある。そのうちの多くが従来のやり方を踏襲した結果、淘汰されていく中で、ごく数社だけが、品質を、あの厳しい中国人消費者をうならせるほど改善し、生き残っていく。

◆厳しい中国人消費者

さて「改善」と書いた。なぜ中国で品質の改善が大幅に進んでいるのかも考えなければならない。それは消費者が厳しいからである。なぜ厳しいのか。それはまず、中国の消費者の所得が高まるにつれ、「とりあえず最低限の機能を満たす」という考え方から、「品質を重視する」という、基準の変化が起こる。だがそれだけではない。

所得が高まったからといっても、まだ先進国に比べて所得は低い。中国の相対的な所得レベルに比べて、買っているモノの値段が高いからである。財は一物一価で貿易され、平準化されるが、給料はそういうわけにはいかない(労働力つまり人的資本は非貿易財であるため)。中国の一人当たり GDP は 8,643 ドルと日本の 38,449 ドルの 22.5%、つまり 4 分の 1 にも満たない(2017 年、IMF)。その給料で同じような機能のモノを買うとなると、相対的に高く感じるのは当たり前である。文句が出るのも納得が行く。さらに言えば、国全体の品質基準が全体的にまだ底上げされていないため、それぞれが自己責任で品質をチェックしなければならない、という事情もあるのだろう。

過去の日本もそうだったと聞く。今の日本の消費者は裕福になったため、相対的に安い家電などにはあまり文句も無いが、高い買い物である自動車や住居に関しては声を上げることが多い。

文句は、企業側からすれば、フィードバックである。改善すべき点を教えてくれるのだから、素直に従えば良いことも多い。フィードバックは現場に届き、消費者目線での改善を行いやすい。一方で、声が届かない現場では、技術開発者の推測で改善を行い挙げ句の果てには「ガラパゴス」と呼ばれたりする。

ちなみに厳しさといえば、中国人が最も厳しいのは「時間」である。世界で最も発達しているといわれる物流を考えてみる。たとえば「毎日優鮮」は生鮮食品を 1 時間以内に届けてくれるが、1 時間を超えるとその文句は凄まじい。最近の調理食品のトレンドは過去の「安全志向」「健康志向」から「快速便利」へと変わってきているというのも納得である。

◆中国国産品の逆襲その(1) スマホ

それではどのような中国企業が、抜きん出て改善が進んでいるのか。中国にて中国人に「クールな中国製の製品は」と聞くとまず挙がるのが携帯電話(スマホ)である。世界中で使われているスマホの多くは中国製である。米国製のスマホがいくらアメリカでデザインされたとしても、製造は中国だ。中国製の品質レベルが上がってきていることも知っての通りである。例えばファーウェイ(華為技術)。デザインも独自のものとなってきた。米国では同社のスマホはキャリア販売が一部禁じられたが、警戒されるほどまで中国の技術が上がってきているとも言える。また、イギリス政府は通信機器の市場シェア動向に関する調査を実施しているが、これはイギリスのファーウェイという単一企業への依存度が高すぎるためだと報じられている。

◆中国国産品の逆襲その(2) 自動車

他には自動車がそうだ。中国国内において中国国産車のシェアが上がってきているのにはきちんと理由がある。2014 年頃までは、安かろう悪かろうと言われてきた中国国産自動車が、値段の割にはカッコよくかつ性能も良いとして売れ始めたのである。具体的には 2014 年の長城汽車の「H6」というモデルが、あの厳しい中国人消費者の間でコスパ(「性価比」)が良いという意味で「神車」と呼ばれたことが象徴的であった。その後、同様の評価を得る他社製品も増えてきている。

◆中国国産品の逆襲その(3) 化粧品

スマホ、自動車以外にもある。化粧品がそうだ。確かに高級ラインアップではまだまだだが、中級ラインにおいては中国国産化粧品が育ちつつある。例えば漢方薬で有名な「漳州片仔廣薬業」(政府機関認定の老舗企業「中華老字号」の一つ)が 2002 年に設立した「片仔廣化粧品」がある。筆者が訪ねた中国上場企業の IR 担当者に、使っている又は今後買いたい国産化粧品をヒアリングすると十中八九この会社が挙げられた。強いブランド力と漢方への信頼を背景に、中国初の高級漢方化粧品というジャンルが育ち始めている。中国人の肌に合う化粧品は、中国で昔から使われている漢方を扱っている会社が一番よく知っている、という事らしい。

日本の会社の歴史を紐解くと、例えば 1946 年に創業の KOSE は 1962 年に西洋化粧品に対抗する形で、「日本人の肌に合う最良の高級品シリーズとして「オーリック」」(KOSE ホームページより)を売り出した。さらに言えば、資生堂は 1872 年に日本初の洋風調剤薬局として始まった会社だが、1916 年に薬局から化粧品部門が独立する形で本格的な化粧品事業が始められている。西洋薬学を学んだ創始者が調剤薬局として始めたことが、ブランドイメージを強化したことは想像に難くない。

要するに中国の化粧品会社が、日本の化粧品会社と類似した道を辿り始めていると筆者は考えている。

他にも「上海家化連合」(同じく「中華老字号」)も高級ラインアップ「佰草集 HERBORIST」を用意している。また、上海中医薬大学との共同研究を謳う「上海相宜本草化粧品 (Inoherb)」や、高山植物の成分を謳った「植物医生 (Dr. Plant)」なども人気のようだ。

図表 1 上海高速鉄道駅にある「相宜本草 (Inoherb)」の広告は上海中医薬大学との共同研究を謳う



出所：李智雄撮影

図表 2 出前ばかりなのでお店の写真を撮る機会がない 11 ヶ月弱で 1,400 の店舗を開店した luckin coffee



出所：李智雄撮影

◆中国国産品の逆襲その (4) コーヒーとコーヒー豆 (雲南珈琲)

コーヒーでも中国国産品の逆襲が始まっている。スターバックスは 2018 年第 3 四半期の決算において、中国の既存店売上高が 2%減少したと報じた。その座を奪っているのが、中国初のコーヒーショップだ。例えば Luckin Coffee (瑞幸咖啡) がある。2018 年 1 月に開業、10 月 24 日時点で北京、上海、広州、西安、青島など 21 都市に 1,400 以上の店舗をすでに構えている。WBC (World Barista Championship) チャンピオンがブレンドしたアラビカ種の豆を用いることで、コーヒーの高い品質を維持しているという。だがそれだけではないらしい。

店舗に行くとわかるが、そもそもレジがない。アプリをダウンロードした上で注文、スマホ上で決済した上で、バーコードを提示して受け取るだけである。いや、そもそも店舗に行くこともない。だいたいデリバリーで済ませてしまう。便利さ、そこそこの味、ブランドイメージなどが総合的に勝り、中国国内で急激にシェアを伸ばしている。値段はスターバックスのカフェラテ 30 元に対して 24 元だが、実際には販促で長い間、半額の 12 元で売られている。

思い起こせば、日本のドトールコーヒーショップ 1 号店が原宿で産声をあげたのは 1980 年 4 月 18 日である。「フルサービスの喫茶店のカップが 300 円前後の時代」(ドトールホームページより)に、「お客様の負担にならない 150 円」に設定された。その意義は「一杯のおいしいコーヒーを通じて、お客様に安らぎと活力を提供すること」。ちなみに Luckin Coffee は「消費者に高品質のコーヒ

「消費体験をもたらす」ことが理念である。

ところが興味深いのはコーヒーの「豆」自体でも国産品の逆襲が見られていることだ。ベトナムはコーヒーが有名だが、その北西に位置する雲南省も北緯 25 度から南緯 25 度のコーヒーベルトに入る。ブラジルなどから人材を集めコーヒー豆の栽培に努めており、中国国内では雲南コーヒー豆が出回るようになってきた。値段はグアテマラ コーヒーの半額強と安い、味はかなり良い（中国個人経営珈琲店のバリスタ曰く）。領土が広いだけあって、日本では国産化できなかったものも発達してきている。

◆「逆襲」はマクロとしてのトレンドではなく、ミクロの変化である

マクロエコノミストとして筆者は日々発表される中国のマクロ統計を追っているが「消費」という「どマクロ」の数字ばかり追っていても見えてこないものがある。それが「ミクロ」の世界に入ることである。その流れの一つが、「中国国産品の逆襲」であり、今まで虐げられてきた中国国産品の、厳しい中国人消費者からの信頼の勝ち取り物語である。それはまた、日本企業が過去日本において辿ってきた物語の焼き直しでもあるように筆者には感じられてしまう。日本より規模が大きい分、違いも生じ始めているが、この「逆襲」はしばらく、いや、かなり長い間続くものだと考えてしまっている。日本がそうだったように、である。

◆日本は、中国の正当な評価の認識、という点で遅れてしまっている

なお冒頭のベビーカーの企業は中国の Goodbaby という会社で 2014 年には Cybex という欧州のベビーカーブランドを買収している。日本人には後者の名前の方がなじみ深いのではないのだろうか。ちなみに Goodbaby のポキットは 2017 年モデルまで 3 万円以下で売られていたが、2018 年モデルのポキットプラスになると値段がほぼ倍に跳ね上がった。欧州企業買収によるブランドイメージ強化によって、それまでは割安だった部分が品質と製品力に合わせる形で一気に解消された形であると考えている。安かろう悪かろうと思っていた中国製品が、高くても良いものと認識される日は近い。いや、日本以外ではすでにそう認識されているのだが。

*なお、冒頭のデモステネスの引用だが、社会心理学では「確証バイアス」と言う。自分に都合の良い情報だけを集め、自分の先入観を補強するバイアスのことである。日本に蔓延してはいまいか。

図表 3 百元ショップの進化型北欧版中国製「No Me」



出所：李智雄撮影

図表 4 Alibaba の展開する「生活家」は「無印良品」のような佇まいだが中国製



出所：李智雄撮影

<参考リンク>

ロイター：米議員、AT&T に中国・華為との提携破棄を要求＝関係者

<https://jp.reuters.com/article/at-t-huawei-tech-idJPKBN1F50MK>

WSJ：英国も華為締め出し、単一企業への「過度な依存」調査

<https://jp.wsj.com/articles/SB12312911271007954372304584578370564012610>

皇后牌片仔癯化粧品：

<http://www.queen-cosmetic.com/index.aspx>

中華老字号：

<http://zhzh.mofcom.gov.cn/>

相宜本草：

<https://www.inoherb.com/>

植物医生：

<https://www.drplant.com.cn/>

KOSE：

<http://www.kose.co.jp/company/ja/museum/history/>

ロイター：Starbucks blames slower China growth on drop in third-party delivery orders

<https://www.reuters.com/article/us-starbucks-forecast-stocks/starbucks-blames-slower-china-growth-on-drop-in-third-party-delivery-orders-idUSKBN1JG1NX>

ドトール：

https://www.doutor.co.jp/about_us/story/dtr/doutor_08.html

Luckin Coffee：

<https://www.luckincoffee.com/>

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

チーフエコノミスト 李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL：03-6627-5234



2018 年の中国ロボット市場規模は 87 億ドル～デジタル化、スマート化の方向へ

MUFG バンク（中国）

中国投資銀行部 中国調査室

孫元捷

中国のロボット市場は高速成長期にあり、産業用ロボットは 6 年連続で世界最大市場となり、サービスロボットは潜在需要が大きく、特殊環境用ロボットの応用場面は拡大している。高齢化の加速や労働力コストの上昇を受け、省力化の勢いが増しており、製造業の自動化や高度化といった構造転換が産業用ロボットに対する巨大な需要を生み出した。また、人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）、ビッグデータなどの中核技術の発展に伴い、ロボット産業は新たな融合とイノベーションのブームを迎えている。

このほど北京で開催された 2018 年世界ロボット大会で、中国電子学会が「中国ロボット産業発展報告（2018 年）」を発表した。同報告では、世界と中国におけるロボット産業の発展の特徴と動向を紹介した上で、産業規模と構造、イノベーション能力、産業集積、発展環境等の面から、長江デルタ、珠江デルタ、京津冀、東北、中部、西部の六大地域のロボット産業の発展と現状を分析している。

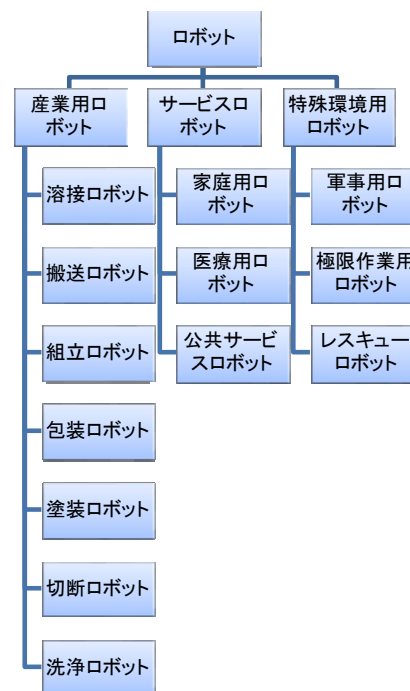
*以下全ての図表は中国電子学会、国家統計局、工業情報化部、IFR などのデータを基に MUFG バンク（中国）中国投資銀行部が作成

1. 中国ロボット産業の発展と現状

国際ロボット連盟（IFR）は、応用場面別にロボットを産業用ロボットとサービスロボットに分類している。産業用ロボットとは、生産過程・環境において、自動制御によって人の代わりに単調・頻繁かつ重複的な長時間作業を行うもので、溶接、搬送、組立、包装、塗装、切断、洗浄ロボットなどが含まれている。サービスロボットとは、非製造業に用いられ、人に必要なサービスを提供する先進的なロボットで、家庭用、医療用と公共サービスロボットが含まれる。公共サービスロボットとは、農業、金融、物流、教育など医学分野以外で人にサービスを提供するロボットを指す。なお、危険な環境または特殊な作業で人を代替するロボットは特殊環境用ロボットと呼ばれ、軍事用、極限作業用、レスキューロボットが含まれる。

中国は自然災害や公共安全事件に対応する際、特殊環境用ロボットに対するニーズが高いため、同報告ではロボットを産業用ロボット、サービスロボット、特殊環境用ロボットの 3 つに分けている（図表 1）。

【図表 1】用途によるロボットの分類

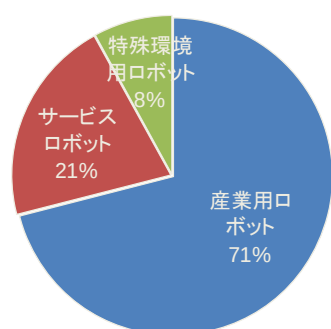


1) 産業用ロボット：国産化の加速

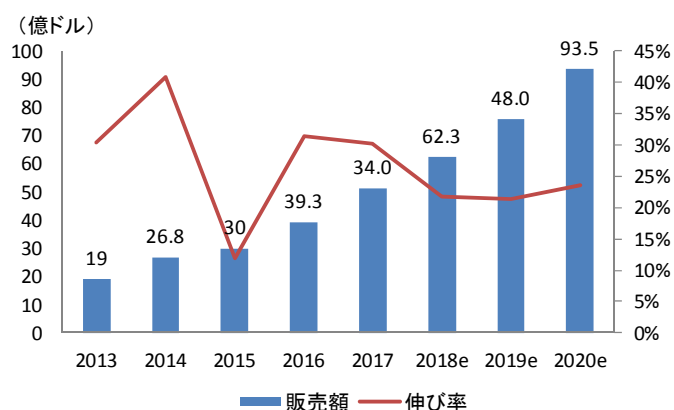
IFR の統計によると、2012～2017 年の中国ロボット市場規模の平均伸び率は 31.3% で、世界平均水準の 17% を上回った。2018 年の中国におけるロボット市場規模は 87.4 億ドルに上り、このうち産業用ロボットは 62.3 億ドル、サービスロボットは 18.4 億ドル、特殊環境用ロボットは 6.7 億ドルとなっている（図表 2）。製造業グレードアップの影響を受け、2020 年までは産業用ロボットが依然として最大のシェアを占めるが、伸び率ではサービスロボットが最も高いと見込まれる。

中国の産業用ロボット市場は世界全体の約 3 分の 1 を占め、世界最大の産業用ロボットの応用市場となっている。製造のスマート化が進み、産業用ロボットの市場ニーズは引き続き旺盛である。2017 年の中国における産業用ロボットの生産台数は前年比 68.1% 増の 13 万台、販売台数は同 67.7% 増の 14.6 万台となり、高成長が続いている。2018 年の販売台数は 15 万台を超え、市場規模は 62.3 億ドルに達し、2020 年はさらに 93.5 億ドルに拡大すると予測される（図表 3）。2017 年の中国における産業用ロボットの販売台数が 1,000 台を超えた企業は 26 社、うち国内メーカーは 11 社で販売台数は同 73.2% 増の 1.9 万台、外資メーカーは 15 社で販売台数は同 67% 増の 10.8 万台となった。

【図表 2】2018 年中国ロボット市場規模の構成



【図表 3】中国産業用ロボット販売額の推移

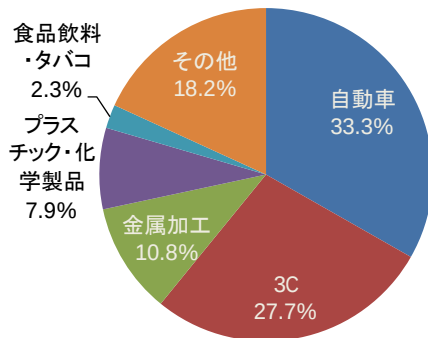


製造業の自動化の指標とされるロボット密度をみると、2016 年の中国における産業用ロボット密度は労働者 1 万人当たり 68 台と、世界 23 位である。平均水準の 74 台を下回ったが、2017 年のロボット密度は 1 万人当たり 88 台となり、初めて世界平均水準を超えるものと推計される。

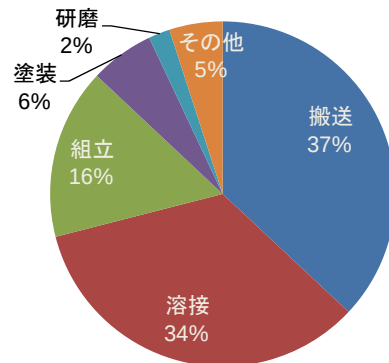
ロボット三大基幹部品である減速機、サーボモーター、コントローラの国産化は中国ロボット産業発展の重点であり、奨励策と市場ニーズの拡大により、国内ブランドの成長が加速している。2017 年は世界減速機市場の供給不足を背景に、中国の減速機メーカーの販売量が急増し、蘇州緑的、南通振康などの出荷量は 100% 以上の急増が実現した。サーボモーター市場では、匯川技術、埃斯頓などの企業による国産化が進んでいる。コントローラ市場で成都卡諾普が市場シェアの 45% を占めているほか、埃斯頓、埃夫特はグローバル大手企業の買収により市場参入を果たした。

2017 年の産業用ロボットの応用業種は、自動車最大の 33.3%、3C（コンピュータ、携帯電話、家電）が 27.7% で、応用分野では搬送（37%）、溶接（34%）、組立（16%）がトップ 3 である（図表 4、5）。環境保護や民生問題に対する注目度の向上に伴い、自動化、グリーン生産を実現する手段として、プラスチック、ゴムなど高汚染業種および食品飲料・タバコにおけるロボットの応用が拡大しており、環境汚染の減少、食品・薬品安全の保障に重要な役割を果たしている。

【図表4】産業用ロボットの応用業界



【図表5】産業用ロボットの応用分野

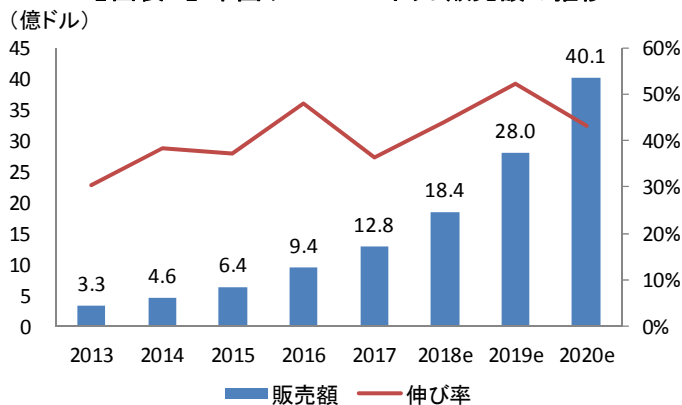


2) サービスロボット：家庭用が主な分野

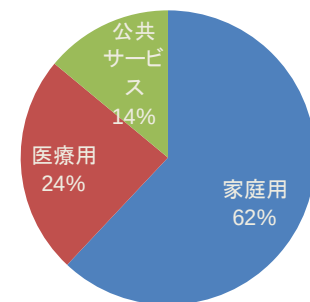
2017 年末時点で、中国の 60 歳以上の人口は 2.4 億人と、総人口の 16.7%を占めている。高齢化の加速および医療、教育、娯楽分野でのニーズの多様化により、サービスロボット市場の潜在的成長力が大いに見込まれる。2018 年の中国におけるサービスロボット市場規模は、前年比 43.9%増の 18.4 億ドルとなり、うち家庭用、医療用、公共サービスロボットの市場規模はそれぞれ 8.9 億ドル、5.1 億ドル、4.4 億ドルと推計され、家庭用ロボットと公共サービスロボットの伸びが加速している（図表 6、7）。駐車ロボット、スーパーマーケット用ロボットといった新たな場面での応用に伴い、2020 年のサービスロボットの市場規模は 40 億ドル突破が見込まれる。

2017 年の中国のサービスロボット新設企業数は前年比 25.9%増の 238 社で、伸び率は 2015 年にピークの 129.6%に達して以降、鈍化傾向にある。こうした中であって、EC の急成長に伴い、物流の自動化水準が向上し、2017 年の物流ロボットの販売量は 1.3 万台に達した。また、特許申請件数からみると、医療用ロボット分野のイノベーション活動が最も活発化しており、掃除ロボット、エンターテインメントロボットが続いている。

【図表6】中国サービスロボット販売額の推移



【図表7】2017年の中国サービスロボットの市場構成

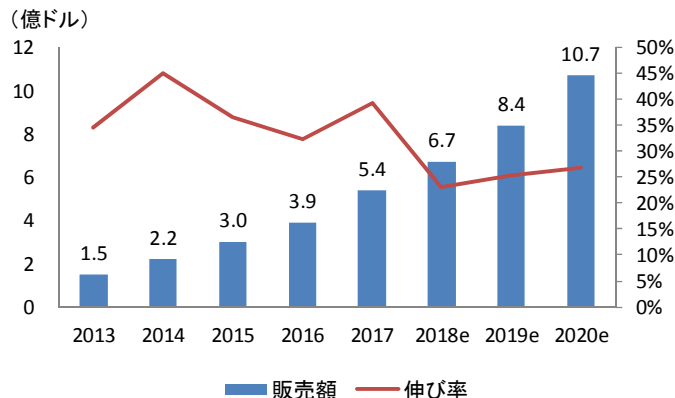


3) 特殊環境用ロボット：初期段階にある

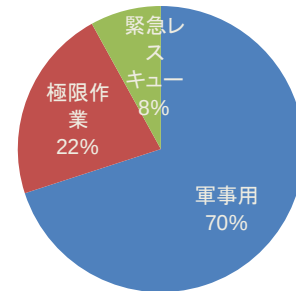
2018 年の中国の特殊環境用ロボットの市場規模は前年比 23.2%増の 6.7 億ドルとなる見込みで、うち軍用、極限作業用とレスキューロボットの市場規模はそれぞれ 4.7 億ドル、1.5 億ドル、0.5 億ドルで、極限作業用ロボットの伸び率が最も高い。企業の安全生産意識の向上に伴い、危険な場所や環境で特殊環境用ロボットによって人の作業を代替することが増えており、2020 年には市場規模は 10.7 億ドルに拡大すると予測される（図表 8、9）。

特殊環境用ロボットは応用場面が複雑で、資金や技術面でハードルが高く、研究開発 (R&D) 期間が長期に亘るといった特徴から、市場規模は安定的に成長しているものの、全体的には未だ初期段階にある。中国政府は特殊環境用ロボットの R&D を重視し、国家ハイテク研究発展計画 (「863 計画」)、特殊環境下作業ロボット中核技術、深海中核技術・設備などの重点プロジェクトを通じて支援している。応用分野をみると、鉱難事故、火災救助から、反テロ・爆発物処理、極限環境作業、空中・水中検査などへ拡大している。

【図表 8】中国特殊環境用ロボット販売額の推移



【図表 9】2017年の中国特殊作業用ロボットの市場構成



II. 地域別的发展状況

1) 長江デルタ地域：整備された産業チェーン

長江デルタ地域は工業基盤が強く、ロボット市場の発展が早く、上海、昆山、無錫、常熟、徐州、南京を代表とする産業集積が形成されている。産業チェーンの構築、市場ニーズ、イノベーションなどの面で全国の先頭を走っている。

【図表 10】地域別ロボット産業の発展状況

	売上高 (億元)	平均営業利益率	5社集中度
長江デルタ地域	103	14%	45%
珠江デルタ地域	90.4	18%	20%
京津冀地域	54.2	16%	20%
東北地域	72.3	14%	60%
中部地域	52	13%	34%
西部地域	42.2	10%	31%

①産業規模

2017 年の長江デルタ地域のロボット産業の売上高は 103 億元、平均営業利益率は 14%に達し、全国的にみて中位水準にある (図表 10)。国内最大のロボット R&D・生産基地として、産業用ロボットを主に、規模効果と先進的なソフト・ハードウェアの設計・生産能力によって、国内市場を獲得した。また、自動車製造、電子製造、食品包装などの応用市場は相当な規模を有し、生産性向上、労働強度の低減に対するロボットニーズが高い。同地域の産業園区は従来のスマート設備産業にロボットを導入することで、スマート製造水準の向上に取り組んでいる。

②産業構造

長江デルタ地域のロボット本体の R&D・生産企業の割合および平均基幹部品の国産化率は、全国首位にあり、ハイエンド製品の収入の割合も全国の先頭に立つ。国内外大手企業の集中効果により、長江デルタ地域は減速機、コントロールシステム、ロボット本体、システムインテグレーションサービスに至る産業チェーンの各段階の価値の向上に力を入れている。

③産業革新

長江デルタ地域の特許件数は昨年より増加し、江蘇省の申請件数が最も高く、浙江省と上海市が次ぐ。同地域のロボット産業の平均 R&D 投資は全国で高水準にあり、ハイテク企業数も他の地域

を上回り、イノベーション能力が全国トップクラスにある。

④産業集積

数多くの世界のロボット大手や国内大手は長江デルタ地域に本部または R&D センターを設立しており、同地域のロボット産業の 5 社集中度（上位 5 社の占有率の累積）は 45%に達している。長江デルタ地域は基幹部品の自主 R&D に力を入れ、応用市場が広いという特徴によって、特色ある製品の普及に取り組んでいる。

⑤産業発展環境

長江デルタ地域には各種大学、ロボット設計研究所、国家級ロボット検測評定センターなどの科学研究機関が集中しており、ロボットの設計・開発・応用における研究が進んでいる。また、同地域の金融業の平均付加価値は京津冀地域に次ぐ全国 2 位となり、資本投資活動が活発で、ベンチャー企業の潜在的な成長力が大きい。

2) 珠江デルタ地域：広大な応用市場

深圳、広州、佛山、東莞を代表とする珠江デルタ地域の産業集積は、イノベーションと影響力において全国トップクラスである。同地域に製造業企業が集中しており、電子製造、食品包装、陶磁器生産など労働集約型産業の集中により、中国で労働力が最も集中する地域である。コンピュータ数値制御、無人物流、自動化コントローラ、無人機などの分野で優位性を持ち、自主的知的財産権を有する地場企業を育成した。

①産業規模

2017 年の珠江デルタ地域のロボット産業の売上高は 90.4 億元、うち深圳は 55 億元で半分以上を占めており、佛山、広州、東莞はそれぞれ 15 億元、15 億元、5.4 億元となっている。珠江デルタ地域の平均営業利益率は 18%に達し、全国首位を維持する。同地域における製造業の規模は大きく、生産ラインの自動化・スマート化改造はロボット産業規模の拡大に良好な基礎を築いた。

②産業構造

珠江デルタ地域のロボット本体の R&D・生産企業の割合は長江デルタと東北地域を下回り、ハイエンド製品の収入が占める割合は全国で中位水準にあるが、ロボット基幹部品の国産化率は全国トップクラスにある。精密機器加工、電子設計、組立などで技術的優位性があり、基幹部品の技術研究や製品開発において自主ブランド企業があり、産業チェーンが整備されつつあり、基幹部品の国産化率が高い。

③産業革新

珠江デルタ地域の特許権申請は大学、科学研究機関や企業が主で、生産ライン改造や自動化ソリューションに集中する。同地域のロボット産業における平均 R&D 投資の割合およびハイテク企業数は、長江デルタ地域に次いで全国 2 位となっている。システムインテグレーション、ソリューション提供を主とする業務開発を重視しており、ロボットと生産ラインの融合、サプライチェーン構築、顧客管理体系に対し人的・物的資源を投入している。

④産業集積

ロボット本体設計・製造やシステムインテグレーションのスタートアップ企業や小型民営企業が数多く存在するため、珠江デルタ地域の上位 5 社集中度は 20%前後と産業集中度が低い。基幹部品の国産化率は全国で中位水準にあり、一部の大手企業はコントロールシステムとサーボシステムの面で強い技術力を持っている。良好な創業・革新環境および活発な資本活動によって、珠江デルタ地域のスタートアップ企業の成長スピードは速い。

⑤産業発展環境

珠江デルタ地域は長江デルタ、京津冀地域に比べ、人的資源が不足、大半の科学研究機関は広州、深圳、東莞に集中し、大学の実験室、スマートロボット研究院、ロボット学院を主とする。珠江デルタ地域の金融業の平均付加価値は全国トップクラスで、関連投資ファンドの発展が速く、投資方式が多様化し、対象範囲が広く、ロボット産業に手厚い資金供給を行った。

3) 京津冀地域：スマートロボットの発展

京津冀協働発展戦略が実施されて以来、北京・天津・河北はロボット産業チェーン、応用開発と政策環境において各自の優位性を発揮し、北京はスマートロボットの産業革新、天津はロボット部品生産、河北はシステムインテグレーションと特殊環境用ロボットの分野で特色ある企業が生まれている。

①産業規模

2017 年の京津冀地域のロボット産業の売上高は 54.2 億元で全国の中位水準にあり、平均営業利益率は 16% で珠江デルタ地域に次ぐ。次世代情報技術や人口知能の推進により、スマートロボット産業の発展が好調で、京津冀 3 地はロボット産業園区やイノベーション基地を建設し、ベンチャー企業の育成に力を入れている。

②産業構造

京津冀地域のロボット本体の R&D・生産企業の割合は他地域を下回るものの、ハイエンド製品収入の割合は全国トップにある。ソフト・情報サービス業は全国トップクラスを維持し、AI、クラウドコンピューティング、ビッグデータといった分野の新業態・新モデル・新技術が続出し、スマートロボットの発展を大きく促進した。京津冀地域のロボット産業の平均基幹部品の国産化率は全国で中位の水準にあり、一部重点企業は基幹部品の自主 R&D を実現したが、大半の部品はなお輸入に依存している。

③産業革新

京津冀地域のロボット特許権のうち、北京の申請件数が最も多く、同地域のロボット産業の平均 R&D 投資およびハイテク企業数は、全国で中の上の水準にある。有名な大学や科学研究院が集中するため、イノベーション能力の強い企業や製品が続出し、ハードウェアからソフトウェア、製品からサービスに至るまでのロボット産業チェーンが整備されている。

④産業集積

京津冀地域の上位 5 社集中度は 20% で、産業集中度は低い。同地域のロボット企業はサービスロボットと特殊環境用ロボットに集中しており、AI、ビッグデータ、モバイルインターネット技術との融合を主に、ロボットの使用機能の多様化、顧客体験の向上に取り組んでいる。

⑤産業発展環境

京津冀地域のロボット関連科学研究機関数は 25 社以上で、スマートロボットの R&D、本体コントロール、基幹部品において一定の研究成果を上げた。同地域の金融業の平均付加価値は全国首位にあり、ベンチャーキャピタルによるスタートアップのロボット企業に対するエクイティ投資が活発で、技術、産業と資本が緊密に連携し合っている。

Ⅲ. 今後の発展動向

①各地域の特性

中国のロボット産業の集積地域はそれぞれの資源を生かし、経済発展水準、工業基盤、市場成熟度、人材環境といった要素を通じて、差異化した発展の体制を形成した。長江デルタ地域はロボット産業発展の先進地として、減速機、コントロールシステム、ロボット本体、システムインテグレーションサービスに至る産業チェーンが整備されており、技術の蓄積や製品の革新で全国の先頭に立つ。珠江デルタ地域は良好な応用市場によって、ロボットのシステムインテグレーションを重点に発展し、製造業のモデル転換・高度化を推進している。京津冀地域は人材環境、政策支援、金融環境が良好で、スマートロボットを主な発展方向として、AI といった新興技術の牽引力が強い。東北地域は産業用と特殊環境用ロボットの優位性を保持し、大手企業と科学研究機関は豊富な中核技術や知的財産権を有している。中西部地域は後発ながら、国内外大手企業との連携を強化するほか、地方政府による政策・財政支持により、ロボット産業発展の先進地域との差が縮小しつつある。

②産業集積の形成

地方政府はロボットの本体製造、システムインテグレーション、部品生産など産業チェーンの各段階を巡り、ロボット産業園区や特色のある特定街区を建設し、有望なプロジェクトや企業を誘致してきた。また、国内外の大手企業と研究機関は強い資本力や専門性によって、小規模なスタートアップ企業を育成することにより、新たなロボット産業の集積を構築することで、大型企業、研究機関と地方政府が協働する発展モデルを作り上げた。主な産業集積として、長江デルタ地域の上海交科松江科創園、昆山高新区ロボット産業園、珠江デルタ地域の中国（広東）ロボット集成創新センター、京津冀地域の国家火炬唐山河口ロボット特色産業基地、東北地域のハルビン南ロボット園区、中独瀋陽装備製造産業園、中部の洛陽ロボット智能装備産業園、蕪湖ロボット産業園、西部の重慶两江新区ロボット産業園などが挙げられる。

③新興分野への拡大

近年、製造業は構造調整や技術の高度化に直面しており、自動化、デジタル化、スマート化といった生産環境が必要とされ、生産・管理効率の向上が求められている。斯かる中、産業用ロボットの応用分野が拡大しつつあり、自動車、電子、食品包装といった従来型分野から新エネルギー電池、環境保護設備、ハイエンド設備、生活用品、倉庫物流、電力網点検などの新たな分野に参入している。中小型ロボット企業は、太陽光発電用ガラス加工、電力網点検、メガネレンズ研磨などの業務でコストパフォーマンスが良い関連製品・サービスを打ち出し、これら労働集約型産業に存在する雇用難、人件費上昇、人材流失率上昇などの問題を解決した。

④産業用ロボットの人材育成

近年、中国ロボット企業と研究機関はロボット技術研究や本体研究における人材育成と誘致を強化し、ハードウェアと技術水準は向上したが、デバック、メンテナンス、運営管理など応用型人材の育成は依然として不十分である。現在、応用型ロボット人材は 20 万人不足し、人材需要は年 20%～30%のペースで増加している。専門学校による人材育成体制は今後の市場需要に応えきれず、政府、企業、教育機関、第三者業界組織などが共同で応用型ロボット人材の育成に取り組むことが必要である。

⑤スマートロボットの多様化

近年、音声認識、視覚検査、HCI（Human Computer Interaction／人とコンピューターの相互作用）に代表される AI 技術の進歩により、スマートロボットの機能は多様化し、応用分野が拡大しており、中国のロボット産業の新たな成長スポットとなっている。2020 年には中国のスマートロボット

産業規模は 25 億ドルに達するものと見込まれる。スマートロボットの代表企業として、産業用では埃斯頓（ESTUN）、埃夫特（EFFORT）、博実股份（BOSHI）、サービス用では康力優蘭（CANBOT）、科沃斯（ECOVRCES）、安翰医療（ANKON）、大疆（DJI）、納恩博（ninebot）、特殊環境用では GQY、新松（SIASUN）などが挙げられる。

ロボットは製造業の最先端分野として、国のイノベーション能力と産業競争力を反映しており、グローバルな次世代科学技術と産業革命の核となっている。「インダストリー4.0」や「中国製造 2025」などの産業政策を受け、中国のロボット産業は高速成長期にあり、今後 3 年間、15%以上の伸び率を維持するものと見込まれる。ロボット産業は AI、ブロックチェーン、ビッグデータ、IoT などの技術と深く融合することで、デジタル化、インターネット化、スマート化の方向へと発展することが予想される。

中央政府による支援策の公布を背景に、地方政府は各自の優位産業を中心に据えて、発展方向と産業規模を明確化し、産業集積に注力しながら、ロボット企業向けに応用分野での補助金政策を打ち出している。ロボット産業チェーンが整備されつつあり、基幹部品の国産化率が向上し、一部の分野では優位性を持つ製品が登場している。また、企業買収や投資活動の活発化、ベンチャー企業の誕生を背景に、応用モデルの革新と新興分野への拡大が加速している。一方、基幹部品の輸入依存、企業収益力の低下、技術成果転化率の低さといった問題が依然として存在しており、支援策の規範化、産業指導基金の設立、自主革新能力の強化、国際交流協力の促進、産業標準・検測認証体系の整備などに取り組んでいく必要がある。

（執筆者連絡先）

MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部

中国調査室 孫元捷

E-mail : sun_yuanjie@cn.mufg.jp

TEL : +86-(10)-6590-8888（内線 117）



人民元レポート

オフショア人民元市場の概要と今後の見通し

三菱 UFJ 銀行
アジア金融市場部
小林 弘和

1. はじめに

中国本土外の人民元取引に関しては、2003 年 12 月、香港において人民元預金・送金、クレジットカード業務といった個人向け人民元業務の取扱が開始された。その後、2009 年に中国当局から「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」が公布され、地域、企業を限定しながら人民元による貿易決済が開始された。香港では、2010 年 7 月、香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority 以下、HKMA）が、「中国本土への資金移動が行われない限り、原則、他の通貨と同様に取り扱うことが可能」と通達し、香港での人民元取引に係る規制を大幅に緩和した。翌月、香港のインターバンク市場で為替・資金の取引が成立、オフショア人民元（以下、CNH）市場が誕生した。CNH 誕生から 8 年以上が経過し、市場での認知度は定着しているが、本稿では改めて、決済制度、各市場の特徴、CNH 市場のこれまでの動きを振り返るとともに、今後の見通しについてまとめている。

2. 市場規制・決済制度について

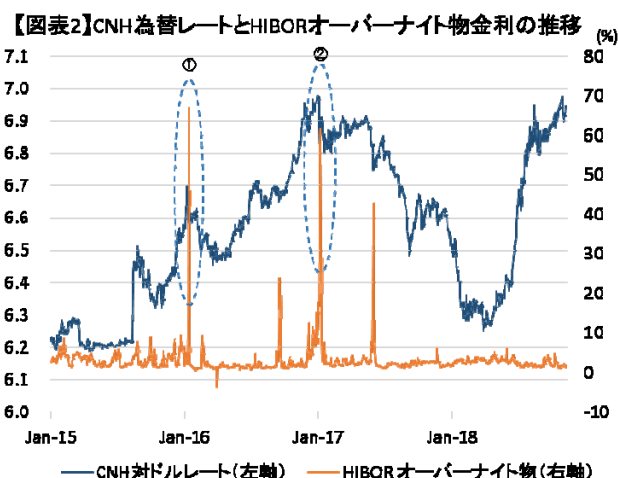
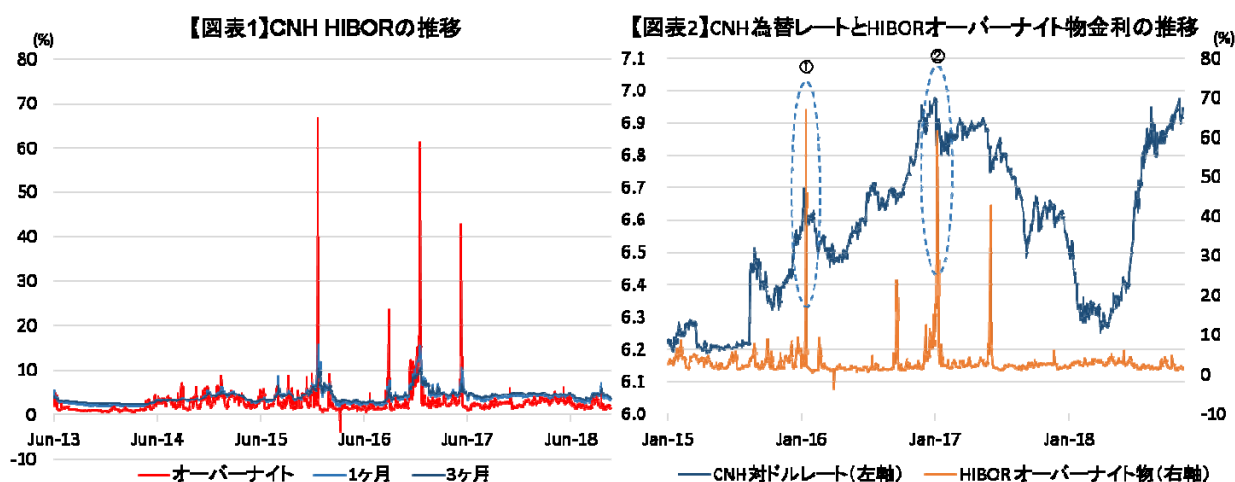
オフショア人民元市場には、市場を規制する直接的な金融政策は存在しない。また、クロスボーダーでの資本取引が中国当局側の許認可事項となるため、人民元の通貨主権を持つ中国人民銀行（The People's Bank of China 以下、PBOC）の政策金利やマネーサプライは、貿易などの実需取引や中国当局の認めた資本取引を背景とするクロスボーダー人民元決済による中国本土との資金流入入によって間接的に反映される。なお、香港における中国本土との資金移動を含むインターバンク決済（クリアリング）は、中国銀行（香港）によって行われる旨、PBOC と HKMA によって定められているが、中国銀行（香港）はオフショアに所在するにも関わらず、中国本土のクリアリングシステムである CNAPS（China National Advanced Payment System）への直接接続を確立している。近年は、香港同様に順次各国においても、CNAPS への直接接続を許容されたオフショア清算銀行が指定されてきている。一方で、任命されたオフショア清算銀行経由でなく、独自の人民元クリアリングを行うケースもあるが、これは代理行方式と呼ばれ、CNAPS への接続は各地で指定されたクリアリング銀行がオンショアの代理銀行に開設した預け金口座を通じて行われている。また、PBOC は人民元建ての決済を促す金融インフラとして、2015 年 10 月にクロスボーダー人民元決済システム CIPS（Cross-Border Interbank Payment System）を正式リリースした。CIPS のリリースにより、SWIFT 電文の英語から中国語への変換が不要となったのに加え、24 時間（営業日のみ）即時決済（RTGS）が可能になるなど、従来の CNAPS 経由の送金と比べ、より円滑な人民元クロスボーダー決済が実現した。CNAPS 経由の決済と CIPS 経由の決済の両者が並存しているが既にグローバル決済の大半は CIPS に移行している。

3. 為替市場の概要

オフショア人民元市場における為替取引は、直物・先物共に原則自由である。従来は中国銀行（香港）を通じ、香港の人民元決済システムに直接参加する参加者（人民元取引参加銀行/Participating Authorized Institutions）に対し、為替持高を人民元建資産または負債の大きい方の 10% 以内とするポジション規制があったが、HKMA が 2013 年 4 月にこれを廃止した。現在は他の地域（ただし、現地当局による規制がある場合は除く）と共に、オフショア市場で自由に人民元の売買を行うことが可能となっている。平時は直物取引の流動性に問題はなく、先物取引は 1 年以内が中心となるが、2 年超の取引まで市場流動性も相応にある。

4. 資金市場の概要

銀行間資金市場に相当する短期金融市場で翌日物から 1 年物まで取引が行われている。2013 年 6 月より変動指標金利として、TMA（Treasury Markets Association）が、それまで存在していなかったオフショア人民元の銀行間指標金利である HIBOR（Hong Kong Interbank Offered Rate）の公式 Fixing の呈示を開始した。パネル銀行 15-18 行（2018 年 11 月現在、当行含む 16 行）が香港時間 11 時に呈示したレートの内、上下 3 行を除いた平均値が CNH HIBOR として、香港時間 11 時 15 分頃に呈示されている。オフショア人民元の為替水準や取引フロー、中国本土の制度変更等の影響を受けやすく、特に 1 ヶ月物以下の指標金利は変動が大きい（図表 1）。また、急激な人民元安が警戒される局面では、投機資金の調達コスト引き上げを狙った中国当局が、オフショア人民元資金の流動性を絞込むなどの観測が起り易く、短期物を中心に急騰したこともある。（図表 2）



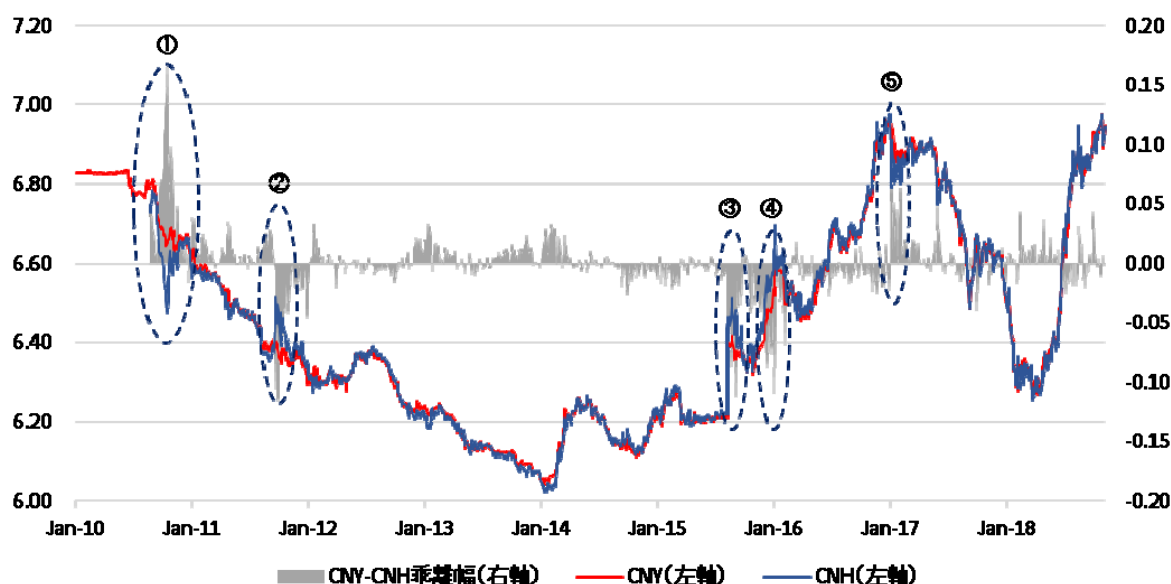
出典：Bloomberg より作成

5. オフショア人民元為替市場の推移

2010 年夏に香港に CNH 市場が誕生して以降、CNH はオンショア人民元（以下、CNY）比、大幅なプレミアム（CNY 安・CNH 高）の状態で行われていた。（図表 3①）これは、CNH 市場の誕生当初、自由な取引が可能な人民元建資産を求める投資・投機を含む様々な資金が CNH 市場に流入、通貨そのものへの先高観も手伝い、香港において様々な人民元建投資商品が開発されたものの、クロスボーダー人民元決済による資金供給が追いつかず、需給ギャップが生じたためと考えられる。中国本土の輸入企業は自社香港現法等との商流を人民元建に変更し、香港現法において CNY 市場比割高な CNH 市場を活用することで相対的に有利なレートでの人民元売りを行う

ことが可能であった。こうした動きにより、2010 年末頃から CNY と CNH の差異は徐々に収斂に向かい、ほぼプライス差は無くなった。ただ、2011 年 9 月、欧州債務危機等をきっかけに様々な市場でリスク回避の動きが強まると、為替市場では安全資産とされる米ドル買いが強まり、CNH は対ドルで大きく売られる結果となった。一方、CNY においては、日中の為替変動値幅が人民銀行の設定する基準値 $\pm 0.5\%$ の範囲（2014 年 3 月以降は $\pm 2\%$ ）に制限されているため、比較的落ち着いた値動きが続いた。この為、CNH は CNY 比大きくディスカウント（CNY 高・CNH 安）で取引されることとなった。（図表 3②）しかし、今度は中国域外の実需企業が、割安な CNH 市場で人民元を購入し、中国本土とのクロスボーダー人民元決済を行うといった動きを始め、再び CNY と CNH の差は収斂した。その後も同様に、2015 年 8 月の PBOC による人民元改革実施時（図表 3③）、その後の人民元が急落した局面（図表 3④）、2017 年初の資本規制や介入観測により人民元高圧力が強まった局面（図表 3⑤）など市場が急変したタイミングでは、CNH は CNY 対比で市場トレンドに大きく反応する傾向が見て取れるが、乖離幅は縮小傾向にある。

【図表3】CNH市場発生以降のCNYとの為替レート比較



出典：Bloomberg より作成

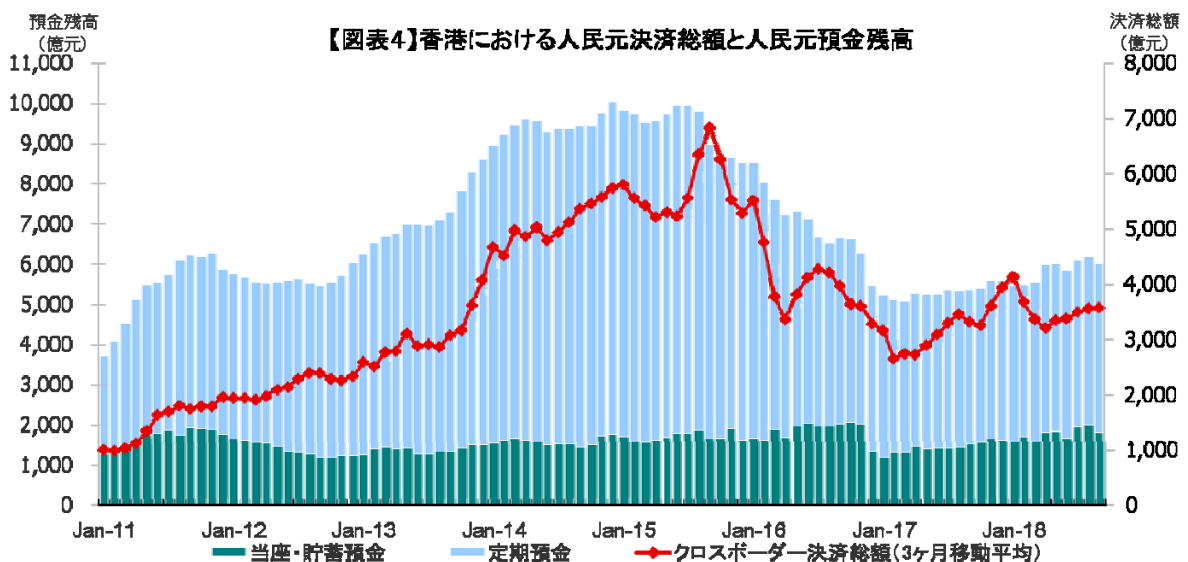
6. オフショア人民元市場の 2019 年の相場見通し

中国本土の状況を鑑みると、今年に入り、中国当局は預金準備率を引き下げるなど、実質的に景気支援の方向へ政策スタンスをシフトするような動きが続く中、人民元金利の上昇は見込みにくい。一方で、米国は利上げ局面にあり、米中の金利差は縮小方向へ推移すると見込まれている。また、米中通商摩擦については、11 月末に予定されている米中首脳会談で、関係改善へ向けて進展が見られなければ、引き続き、株価と人民元相場の重石となるだろう。ただ、新たな人民元安抑制措置への市場の警戒感から下落ピッチは鈍化するというのが CNY 見通しのメインシナリオである。

一方、CNH についてだが、世界最大のオフショア人民元センターである香港における人民元決済総額と人民元預金残高（図表 4）を見ると、人民元安圧力が続いた 2015 年後半から 2016 年にかけては、いずれも減少傾向にあるが、2017 年以降は概ね安定的に推移しているのが確認出来る。今後についても、中国の重要な国家戦略である「広東省・香港・マカオグレーター・ベイエリア」

構想において、香港はオフショア人民元業務のハブとしての地位、国際資産管理センターとしての役割の強化を期待されており、オフショア人民元市場の成長が期待されている。また、オフショア人民元市場のクリアリングバンクが世界 23 箇所に拡大し、世界 100 ヶ国以上で人民元決済が導入されている。オフショア人民元市場の広がりが、流動性やボラティリティの安定に繋がるであろう。2016 年以降、中国当局による資本流出規制強化の動きがあったことや、オフショア市場への介入観測があることも事実だが、市場が成熟するにつれて流動性が安定的となっていると言える。

掛かる状況下、CNH 市場では CNY との裁定取引の機会も減少しており、2019 年の CNH は、CNY に追随する展開が続くことが予想される。CNH も CNY 同様に下落圧力が掛かりやすいものの、下落ピッチは緩やかな展開となろう。ただ、何らかの要因が引き金となり、人民元安、あるいは人民元高が急激に進行する局面では、CNH は対 CNY 比で値幅が大きくなることが想定される点は留意したい。特に CNH、CNY とともに現時点で、対ドル 6.9 台で推移しているが、心理的節目である 7.0 近辺に近づく局面ではそうした動きも出やすいと見ている。



出典：HKMA より作成

(2018 年 11 月 16 日 脱稿)

(連絡先)

三菱UFJ銀行 アジア金融市場部

小林 弘和 (香港駐在)

E-mail: Hirokazu_kobayashi@hk.mufg.jp

TEL:(852)2862-7031



連 載

「華南ビジネス最前線」

第 39 回～ 広東省 外商投資の積極的利用に関する政策措置を発表

三菱 UFJ 銀行

アジア法人営業統括部

アドバイザー室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 39 回目となる今回は、2018 年 8 月 29 日、広東省政府が発表しました「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する政策措置（改正版）」（粵府〔2018〕78 号、以下「本改正措置」）について取り上げます。

（ご質問内容）

広東省においては、外商投資の積極的利用に関する政策措置が発表されたようですが、その内容について教えてください。

2018 年 8 月 29 日、広東省政府は「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する政策措置（改正版）」（粵府〔2018〕78 号、以下「本改正措置」）を公布し、対外開放を一段と進める措置を発表しました。本稿では、その内容を紹介します。

1. 背景

今年に入り、米中貿易摩擦が長期化する見通しが強まりつつある中、今後は中国輸出への影響のみならず、外国から中国への投資意欲にも影響が及ぶとの見方が出てきています。中国政府はこの状況を踏まえ、外国との経済貿易協力を強化し、貿易摩擦による影響を最小限に抑えるため、経済構造と投資環境を改善することを目的とした政策を次々と打ち出しています。

その中、「積極的・有効的に外資を利用し、良質な経済発展の促進に関する措置」（6 月 15 日、国務院より発表）には外資企業の市場参入分野の拡大、投資利便化水準の向上などの措置が盛り込まれ、「外商投資参入特別管理措置」（6 月 28 日、国家発展改革委員会と商務部により発表）では外商投資の制限が大幅に削減されたネガティブリストが公布されました。

広東省政府は去年 12 月に財政支援の提供・研究開発への支援・金融支援の強化にフォーカスした「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する若干の政策措置」（以下「前回の措置」）を発表しましたが、今回は、国家の対外開放強化の方針に従い、財政支援の拡充、用地確保の強化などにおける新たな措置を取り入れた「本改正措置」を策定しました。

2. 主な内容

本改正措置には、前回 10 項目中、外商投資誘致の更なる促進・財政奨励金制度の拡充など主に 5 項目において強化措置が加えられました。その主な内容は表の通りです。

【表】 前回の措置と本改正措置の比較（抜粋）

項目	前回の措置	本改正措置
参入可能分野の拡大	■出資比率制限の緩和 ✓ 特殊車両・新エネルギー車の製造投資、銀行、証券会社、ファンド管理会社（証券投資）、先物取引会社、生命保険会社 ■出資比率制限をの撤廃 ✓ 船舶の設計、リージョナルジェット機・多目的航空機の補修 ✓ 国際海上運輸、鉄道旅客運輸 ✓ 人材サービスの提供、ガソリンスタンドの建設・運営	<u>改正</u> ■外商独資企業設立の奨励 ✓ 特殊車両、新エネルギー車の製造 ✓ 船舶の設計・製造・補修 ✓ 大型機・リージョナルジェット機・多目的航空機の設計・製造・補修 ✓ 3トン以上のヘリコプター、無人航空機と軽航空機の設計・製造 ✓ ガソリンスタンドの建設・経営 ✓ 国際海上運輸・鉄道旅客運輸 <u>規定内容の明確化</u> ■次の業種における外資持分比率を 51%までに拡大 ✓ 証券会社・ファンド管理会社（証券投資）・先物取引会社・生命保険会社 <u>追加</u> ■出資比率制限の撤廃 ✓ 広東省に設立した中資系銀行・金融資産管理会社 ■外資銀行による広東省での支店と子会社の同時設立を認可 ■広東省で勤務する外国籍個人投資家による国内証券売買アカウントの開設を認可
充 財政補助金制度の拡大	■2017～22 年に会社の新設・増資の場合、実質外資利用額（以下「α」）に基づき、2%以上の奨励金を支給（上限 1 億円） *適用条件： - 一般会社の場合： $\alpha > 5,000$ 万米ドル - 統括会社の場合： $\alpha > 1,000$ 万米ドル - 増資の場合： $\alpha > 3,000$ 万米ドル	<u>追加</u> ■2018～22 年までに、域外投資者が域内居住者企業からの配当金により広東省で再投資する場合、省政府と市政府より奨励金を支給
用地保証の強化	■外商投資額（実行ベース）が 10 億元超のプロジェクト、世界上位 500 企業および業界大手企業の統括会社または地域統括会社による自社オフィスビルの建設に対し、省・市が共同で土地確保をアレンジ ■外資製造企業が工業用不動産を生産性サービスの提供およびクリエイティブ・スペースの設置に使用する場合、5 年以内は従来の土地利用目的のままで使用可能。5 年経過後は関連規定に従って手続きする	<u>追加</u> ■「広東省重大産業プロジェクト土地使用クォータ奨励弁法」の適用条件を満たした重大な外商投資プロジェクトに対し、所定基準に基づき土地使用クォータを奨励。その中、投資額が 20 億元以上、かつ一定の投資強度（注 1）の要件を満たし、土地使用関連手続きが完了した外商投資重大プロジェクトに対し、用地クォータを全部確保 ■外商投資重大プロジェクトに対し、当年度の土地使用クォータが不足している場合、各地政府は規定に基づきクォータを前倒して申請可能
金融支援の強化	■外商投資企業が広東自由貿易区（以下「自貿区」）及び域外での債券発行を支持し、域外で集めた資金を国内へ調達し資本金として利用することを認可 ■多国籍企業による自貿区での人民元双方向プーリング展開を奨励 ■航空機・船舶のオペレーティングリースによる外貨リース料の回収に関して、パイロットを積極的に展開し、自貿区内の外資ファイナンスリース企業がパイロット資格の獲得と外貨決済を行うことを奨励	<u>改正</u> ■外商投資企業が自貿区内または域外での債券発行を支持し、域外で集めた資金を国内へ調達し利用することを認可 <u>追加</u> ■自貿区において、クロスボーダープーリングへの参加要件を緩和 ■外資による QFLP（Qualified Foreign Limited Partner、注 2）業務を支持し、適時に広東省全域へ水平展開

投資と貿易利便性向上	■政府審査の権力・責任範囲および基準を更に統一を図り、投資審査のプロセスを改善して現行の審査事項と審査時間を 1/4 削減 ■外商投資企業の設立・変更・備案などの業務を県（または市、区）の商務部門に担当させ、医療機構・旅行会社・ガソリンスタンドなどの分野における外資企業の設立・変更など元々省レベルの許可を必要とする 18 項目の業務を各地区レベル以上の市政府の関連部門に権限委譲 ■省内全ての港で国際貿易「単一の窓口」の利用を促進し、貨物通関時間を 1/3 短縮	追加 ■「多証合一」（注 3）改革及び外商投資ネガティブリスト以外の分野における外商投資企業備案と工商登記などの手続きが一回の申請で全て完了する措置を推進し、外商投資企業の設立に必要な時間を 5 日以内に短縮 ■外商投資ネガティブリストに該当する分野において、10 億米ドル以下の外商投資企業の設立及び変更備案は各地市政府へ権限委譲 ■香港・マカオ投資者が広東省にて企業を設立する場合、申請に必要な提出書類を簡素化
------------	---	--

3. まとめ

本改正措置は、国家の外資促進政策の方針に沿って土地保障の強化や投資・貿易利便性の向上を目指す実務上の政策が加えられるだけでなく、域外投資者が配当金を域内再投資へ利用する場合における奨励金の支給など、他地域にはない独自の優遇政策が含まれます。

昨年 12 月に、中国財政部・国家税務局・国家発展改革委員会・商務部は共同で「外国投資者の配当金直接投資に係る源泉所得税の課税猶予の問題に関する通知」（財税〔2017〕88 号）を公布しました。当該政策は、外国投資者が中国国内居住者企業から得た配当金を奨励類の外商投資プロジェクトに直接投資する場合、一定の条件に合致していれば所得税納税義務（配当金に対する所得税率は各国との租税協定によるが、通常は 10%）が繰り延べられる優遇政策です。本改正措置は配当再投資に対し、更に奨励金の支給により将来発生し得る税務コストを低減させ、多国籍企業による広東省での再投資を促進することが期待されます。

本改正措置では、関連細則が 3 ヶ月以内に改正されることが明確化されており、各地政府による新措置の公表に留意する必要があります。弊行では今後の動向を引き続き注視していきます。

注 1：投資強度＝固定資産投資額（工場、設備、土地価額を含む）/土地面積

注 2：外国の機関投資家が域外資金を人民元に両替して中国国内のプライベート・エクイティ・ファンドやベンチャー・キャピタルに投資することを指す

注 3：従来の工商登記証・組織機構コード証明書・税務登記書などに別々にあった情報を一つの証書に集中させる利便性増進措置

以上

（本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2018 年 10 月 19 日号掲載分を一部修正したレポートです）

三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masashi_Yoshimori@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3002

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計:新個人所得税法の実施条例などに関する意見募集稿の主な内容と今後の対応について

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

2018 年 8 月 31 日付けで「個人所得税法修正案」が正式に承認され、習近平国家主席の署名によって 2019 年 1 月 1 日から主席令として施行する。その後、10 月 20 日、中国財政部、国家税務総局は「中華人民共和国個人所得税法实施条例（修正草案の意見募集稿）」及び「個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公布し、パブリックコメント募集を始め、いずれも締め切り期日が 2018 年 11 月 4 日とされている。

上述 2 つの意見募集稿では、新個人所得税法の実施細則、並びに特別付加控除に関する管理方法の方向を明らかにした。

意見募集稿の主なポイント

意見募集稿に従い、各納税者に関する注目点を下記にまとめた（詳細については今後正式に公布される法条をご参照）。

外国人

住所判定基準が維持される

戸籍、家庭、経済的利益のために中国国内に習慣的に居住する基準は、引き続き中国国内に住所を有するかを判定するため適用される。

5 年の免税の政策が維持される

- 中国国内に住所を有しない個人は 5 年以内において、一回で 30 日以上の出国、又は 1 つの西暦年度に中国国内の滞在日数が 183 日に満たない場合、外国源泉所得は、中国での個人所得税の納税義務を引続き免除される。
- 但し、上記の国外所得の免税政策を享受する場合、所轄の税務機関に届出 процедуруを行わなければならない。

免税優遇政策が維持される

- 外国人は、現行の免税優遇政策を享受し、又は要件を満たす場合に特別付加控除政策も享受できる。
- 但し、同一種類の支出項目（例えば、子供教育費、住宅家賃など）は 2 つの免税優遇政策を同時に享受できない。

富裕層 (HNWI)

反租税回避ルールを徹底させるため、意見募集稿では、関連者間取引、被支配外国企業などの概念と判定基準を明確にした。

関連者間取引

- 関連者の定義：個人とその他の個人、企業或いはその他経済組織との間に下記のいずれかの関係を有する場合に関連者となる。
 - 夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の養育、扶養の関係にある。
 - 資金、経営、売買などに関する直接又は間接的な支配関係を有する。
 - その他の共利益がある場合。
- 独立企業間取引原則とは、関連者関係のない取引当事者が独立企業間価格と商慣行に基づいて取引を行う場合に遵守する原則をいう。

被支配外国企業

- 被支配外国企業とは、居住者個人が支配する、又は居住者個人と居住者企業が共同で支配する外国企業をいう。
 - 居住者個人、居住者企業が直接又は間接的に外国企業の議決権株式を単独で 10%以上保有し、かつ当該外国企業の 50%以上の持分を共同で保有する場合。
 - 居住者個人、居住者企業の持分比率が第 1 項に定めた基準に満たないが、株式、資金、経営、売買などの方面において当該外国企業に対して実質的な支配を構成する場合。
- 実際の税負担が明らかに低いとは、「中華人民共和国企業所得税法」に定める税率の 50%より低いことを指す。
- 合理的な商業目的を有しないとは、税額の減少、免除又は納付遅延を主な目的とすることを指す。
- 遅延利息は、税額の帰属する課税年度の最終営業日に中国人民銀行が公布した追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に 5%を加えて計算する。

みなし譲渡

個人が実施した非貨幣性資産の交換、及び財産を寄付、債務返済、スポンサー、投資などに用いた場合は、財産譲渡とみなされ、個人所得税を納付しなければならない。

国外移住前の確定申告

居住者個人は国外移住のため中国戸籍を抹消する場合、税務機関に戸籍抹消前の総合所得及び経営所得の確定申告状況、その他所得の納税状況、過年度の租税滞納状況を申告しなければならない。

居住者納税及びその雇用主

特別付加控除に関する情報の提出

- 納税者は初めて特別付加控除を申告する場合、又は特別付加控除に関する情報を変更する場合、その関連情報を源泉徴収義務者又は税務機関に提出しなければならない。特別付加控除に関する詳細は、添付を参照する。
- 納税者が提出した情報の真実性に責任を負わなければならない。
- 特別控除、特別付加控除及び法律に定められたその他控除項目の控除額は、居住者が 1 納税年度の課税所得額を上限とする。1 納税年度において控除し切れない場合、繰越控除ができない。

源泉徴収義務者の注意義務

- 源泉徴収義務者は納税者の虚偽申告を発見した場合、納税者に是正するよう勧告しなければならない。
- 納税者が是正勧告を拒否した場合、源泉徴収義務者は税務機関に告知しなければならない。

KPMG の所見

意見募集稿は、李克強総理による政策安定性の維持に関する確約を徹底した。特に、外国籍の個人に対する 5 年の免税政策及び免税優遇政策の継続適用は、外国籍個人及びその雇用主の新個人所得税法がもたらすマイナス影響への懸念を払拭し、中国政府の継続的な人材誘致策を明らかにした。

外国人

5 年の免税政策の適用によって、中国国内で住所を有しない個人は、中国国内源泉所得についてのみ継続して納税している。新個人所得税法の下でも、中国国内で住所を有しない個人が 1 年以内に中国に 183 日以上居住する場合、当該個人は居住者とする。ただし、当該個人が 5 年以内に一回で 30 日以上の出国をした場合、中国国内源泉所得についてのみ個人所得税の課税対象とすることができる。新個人所得税法の実施後、政府部門は個人納税者の「住所」に対する判定を厳しく審査すると予測されている。また、5 年以内の国外源泉所得を免税対象とすることができる個人は、所轄税務機関で届出手続を行わなければならない。また、現行の税制では、同一西暦年度内で一回で 30 日以上の出国を完了させると定めているが、新個人所得税法の下で当該規定が同様に適用されるかまだ明確にされていない。

富裕層

意見募集稿は、新個人所得税法に盛り込まれた反租税回避ルールについてさらに説明した。個人所得税法における反租税回避ルールは企業所得税法における反租税回避ルールと類似するが、一部の問題についてまだ明確にされていない。個人所得税法における反租税回避ルールに関する実務上の取り扱いは複雑で、会社又は商業機構の場合と異なり、個人や家庭の状況に伴い変更する。中国国内に住所を有する富裕層は、関連政策を理解し、現在のグローバル投資ポートフォリオ、投資戦略及び税務コンプライアンスの状況を審査し、関連税務リスクを評価し、改善策を策定する必要がある。

居住者及びその雇用主

現行の制度においては、給与情報、社会保険に関する情報など、企業側が独自に入手できる情報によって、個人所得税の源泉徴収を実施することが可能であったが、新制度においては、中国籍・外国籍の従業員を問わず、源泉徴収にあたり多くの情報について、従業員個人から提供を受ける必要がある。

意見募集稿は、特別項目付加控除に関する管理手続きを簡素化し、雇用主に過重な管理負担がかからないよう注意すべきである。従業員は、雇用主に関連情報を提出し、月度源泉徴収申告或いは年度確定申告を通じて特定項目を付加控除することができる。経常支出（例えば、家賃など）が初めて発生した場合、又は変更があった場合に、従業員は雇用主に関連情報を提出して、月度源泉徴収申告を通じて特定項目を付加控除することができる。また、意見募集稿は、納税者が提出した情報について真実性を保証しなければならないことを明確にした。

また、「個人所得税特別項目付加控除暫定弁法（意見募集稿）」第 25 条によると、源泉徴収義務者は納税者が虚偽の確定申告を行ったことを発見した場合、納税者に是正するよう助言しなければならない。納税者が是正勧告を拒否した場合、源泉徴収義務者は税務機関に報告しなければならない。また、「中華人民共和国個人所得税法实施条例（修正草案の意見募集稿）」第 41 条、第 42 条によると、源泉徴収義務者が納税に関する資料を保管しなければならない。税務機関は納税者が虚偽の申告を行ったことを発見した場合、納税者に是正を命じ、かつ源泉徴収義務者に通知しなければならない。

企業は、上記の要求に応じて従業員の控除申請の真実性を判断し、法律に基づいて控除を行い、かつ 2018 年末以前に、必要に応じた人事制度の見直し、控除に関する社内ルール作りなど、健全な内部統制メカニズムを構築し、従業員との有効なコミュニケーションを実施する必要がある。

添付：個人所得税特定付加控除

項目	控除条件		年度基準控除額 (人民元)	関連要求
子供教育費	就学前教育	満3歳	12,000	両親がそれぞれ50%控除、 又は一方が全額控除
	義務教育	小中学校		
	中等教育	普通高校・中等職業教育		
	高等教育	専門学校・大学・修士・博士		
継続教育費	学歴継続教育	同上	4,800	本人控除
	職業継続教育	資格証明書を取得	3,600	
重病治療支出	個人負担額が15,000人民元を超えた場合		60,000人民元以内の 実際発生額を控除	本人控除
住宅ローン金利	初めて購入した住宅のローンの金利		12,000*	夫婦の一方を指定して控除できる
住宅家賃	主要勤務先に住所を有せず、住宅を賃借して発生した家賃	大都市	14,400*	夫婦が同じ都市にいる場合：一方のみ控除できる
		中型の都市（人口が100万超）	12,000*	
		中型の都市（人口が100万未満）	9,600*	
高齢者扶養費	60歳以上の両親、他の法定扶養人	一人っ子	24,000	一人っ子以外は、分割控除で最大：1人当たり1,000人民元/月以下
		一人っ子以外	12,000	

*住宅ローン金利、住宅家賃の実際発生額が基準控除額を下回る場合、実際の発生額と基準控除額のどちらかを控除すべきかが明確されていない。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

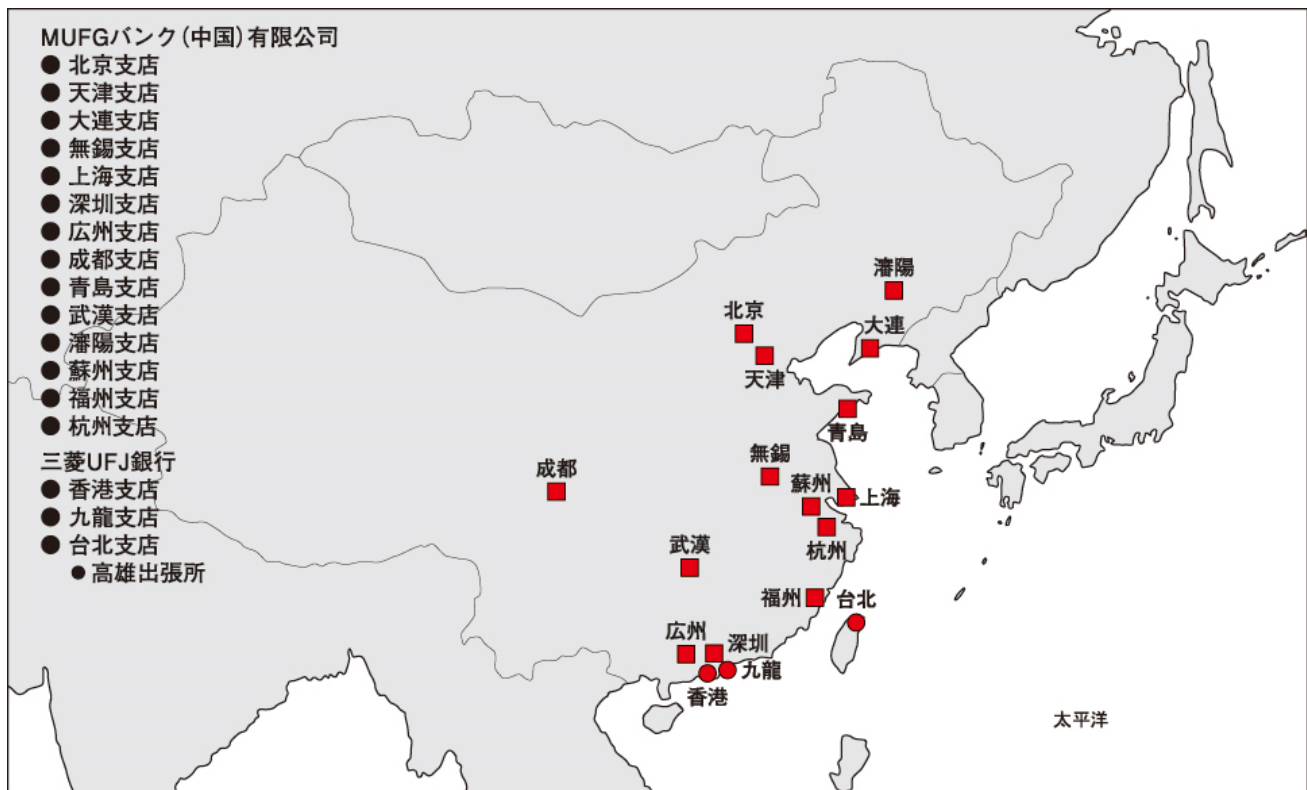
中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 期 25F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園蘇州大道東289号広融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2018 年 11 月 26 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。